

平成28年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

平成28年12月5日（月曜日）

議事日程 第1号

平成28年12月5日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第63号 玉村町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第64号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 玉村町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第68号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第69号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第70号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第71号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第72号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第73号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第74号 平成28年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とすることに同意を求めることについて
- 日程第23 意見第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原保宏君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	萩原正人君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	金田邦夫君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	斉藤治正君
上下水道課長	高橋雅之君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成28年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、平成28年玉村町議会第4回定例会が招集されましたところ、年末を控え公私ともにご多用のところご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会には、新規条例の制定や条例の一部改正、あるいは平成28年度の一般会計や特別会計の補正予算、さらに人事案件など重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られるようお願いいたします。

また、今定例会には、12名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

師走となり、寒さも日を追うごとに増し、インフルエンザの流行も予想されることから、議員並びに町長を初め、執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○感謝状の伝達

◇議長（高橋茂樹君） ここで、開会の前に感謝状の伝達を行います。

10月20日に開催されました群馬県町村議会議長会の役員会におきまして、前群馬県町村議会議長会長の柳沢浩一議員に感謝状が贈られましたので、ここで、その伝達を行いたいと思います。

柳沢浩一議員、演台の前にお進みください。

[11番 柳沢浩一君、演壇の前へ進む]

感 謝 状

柳 沢 浩 一 殿

あなたは会長として本会の円滑なる運営並びに町村行政の振興発展に尽くされた功績は、まことに多大であります。ここに記念品を贈り、感謝の意を表します。

平成28年10月20日

群馬県町村議会議長会長 金 井 佐 則

[拍 手]

◇議長（高橋茂樹君） それでは、柳沢浩一議員からご挨拶をいただきたいと思います。

柳沢浩一議員、お願いします。

[11番 柳沢浩一君登壇]

◇11番（柳沢浩一君） 皆様、おはようございます。ただいまは大変過分なる感謝状を群馬県の町

村議会よりいただきました。これもひとえに、ここにご臨席の議員各位、また町長を初めとする執行、そして職員皆様のご指導と協力をいただいたおかげと、こう思っております。

私は、微力ながらも、何とか議長としての職責を全うできたかなというふうにも思っておりますけれども、これからも引き続き皆様とともに活力ある将来の見通せるまちづくりのために尽力をしていきたいと、こう思います。これからもよろしくご指導お願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） この際ですので、議会を代表して私からも一言お祝いの挨拶を申し上げます。

柳沢浩一議員におかれましては、群馬県町村議会議長会の第28代会長として、会の運営及び行政の発展に多大な貢献をされたこと、またこの功績が認められたものであり、そのご労苦に対し深く敬意をあらわしますとともに、心からお祝い申し上げる次第であります。

今後とも健康には十分留意され、より一層ご活躍されますことをご祈念申し上げ、お祝いの挨拶いたします。まことにめでとございました。

◇

○開会・開議

午前9時7分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、3番石内國雄議員、4番笠原則孝議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月28日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。議会運営委員長の備前島久仁子でございます。第4回定例会の日程をご報告させていただきます。

平成28年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月28日、午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月14日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、議案16件、同意2件、意見1件、計19議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず閉会中における所管事務調査を行います。

次に、議案第59号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

続いて、議案第60号から議案第62号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第63号から議案第66号までについて、それぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第67号から議案第74号までの補正予算に関する8議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第4号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第5号について提案説明があります。

続いて、意見第3号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程4日目は、午前9時から総務常任委員会が開催されます。

日程5日目は、午前9時から経済建設常任委員会が開催されます。

日程6日目、7日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程8日目は、午前9時から文教福祉常任委員会が開催されます。

日程 9 日目は、事務整理のため、休会となります。

日程 10 日目は、最終日となります。

午前 11 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 30 分より議会全員協議会を開催します。

その後、本会議を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された議案第 59 号について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、同意第 5 号について質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 28 年玉村町議会第 4 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 12 月 14 日までの 10 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 12 月 14 日までの 10 日間とすることに決定いたしました。



○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、閉会中の所管事務調査の報告を申し上げます。

会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

日時は、平成 28 年 11 月 14 日から 28 年 11 月 16 日の 3 日間とします。

そして、視察地は兵庫県川西市、それと 2 番目としましては滋賀県野洲市。最初の川西市につきましては空き家対策（ふるさと団地再生事業）についてと、次に野洲市につきましては生活再建型滞納整理及び消費生活センターについてということで、出席者は私、笠原と備前島久仁子委員、齊藤嘉和委員、それに川端宏和委員、石川眞男委員、それに議長の高橋茂樹議員ということで、随行者は議会事務局の石関清貴局長であります。

対応者としましては、川西市の議会事務局の上松氏、それに下村氏、そして都市政策部住宅政策室の茨木氏と、それからもう一人住宅政策室の主幹としまして飯田氏。

2番目の野洲市につきましては、議会議長の坂口哲哉氏と納税推進課の長尾氏、そして市民生活相談課主任、宇都宮誠実氏、そして議会事務局次長の辻義幸氏ということです。

まず最初に、川西市につきましては、川西市は昭和29年8月1日、川西市と多田村と東谷村が合併して、人口3万3,700人の市として誕生しました。そして、それからはだんだんと都市化が進みまして、現在では人口が16万人と発展を遂げているところです。

隣接市としまして、神戸市と、それに大阪市に近いところであります。

そして、歴史的なものとしては、清和源氏発祥の地として知られていることと、加茂遺跡などがあるところでもあります。

位置としましては、大阪駅までは16キロ、非常に近いです。神戸駅までは27キロ、大阪のベッドタウンとして発展しました。現在の人口が15万5,000人、世帯数が6万2,000世帯と。高齢化率が大幅に進んでいまして、36%です。

事業の経過としましては、川西市のニュータウンの再生の研究、それに川西市ふるさと団地再生、そして一番なのが空き家対策としまして、それからそこに住んだ場合、税金のほうを補助するというのでやっております。それで、一番うちのほうでなくてはならないのは、これから団地化が、どうしても今まで住んだ人は70代、80代となってきた、交通の便は非常にいいのですけれども、どうしても団地だったので、当時、坂が多いと。そんな関係で、そういうところを自分のところの団地でもって交通のほうをやっていると。私たちのやっているたまりんと比べると、ちょっとその辺がひっかかるなというところでもあります。

それから、娯楽施設、空き家対策としましては、空き家をそのまま空き家にしないで、「25c a f e (ニコかふえ)」なんていうところで、住民がそこで集っていろいろ話ができたりするということをつくって、一生懸命今やっているところでもあります。

それから、市の施策としましては、親元近居助成制度といたしまして、お子さんが親元で住む場合には、いろいろと事業費とか税金の補助をするということでもあります。

そして、ふるさと団地再生協議会としまして非常に難しいことをやっているのですが、これも大分創意工夫して、我々も少し勉強しなくてはならないところがあると思います。

最後に、調査報告としましては、自治会とボランティアが協力し合って、ふるさと再生の活性化につながることを支援していると。だから玉村町においても、少子高齢化による空き家の増加は深刻な問題であります。実態把握のため早急な調査が必要であると思われる。また空き家所有者や地域住民のニーズを十分に把握するとともに、各種団体と連携し、創意工夫のある空き家対策を実施することに期待したいと思います。

そして、それから次に野洲市につきましては、ここは滞納ということにつきましては、滞納者というか納税者に対して非常に協力的であると。ですから、滞納したことにおいては、非常に親身になって考えるというようなところでもあります。ですから、生活を潰すまでの差し押さえはしないと。潰さ

ない範囲で対応すると。それに対しましては、非常に意見早々とやりましたのですが、いろいろとやはりここは近江商人の発祥の地でありまして、売り手よし、買い手よし、世間よしという三方よしの精神を持ってやっております。ですから、これで見ますと、滞納者が出たという場合には、滞納者からの意見を聞いて、そしていろいろの就労支援とか債務整理、それまでをやっております。

今、世間では、サラ金でもって多大な金利を取られて、それが電話で見ますと、また戻りますと言っていますけれども、そういうのを市役所でもって協力してやってくれるという非常に助けになるというような政策でやっています。そして、一番なのが、市役所の中にハローワークがあるのです。これはびっくりしました、はっきり言って。このハローワークがあるということは、みんなお金がない、働き口がないから税金が滞納になるというのを、ではどうしてだということ全部聞いてくれるわけです。

市民生活相談課、パートも入れましてわずか9人です。これでもって、人口としましては玉村町より多い5万人。税金の滞納率では滋賀県でナンバーワンだそうです、滞納率の低さが。そんなところでいろいろ聞いてみますと、やはり市民の側に立って滞納者から税金を徴収していると。ですから、知らないところに行くと、まけているのではないかとと言われると。税金は全部日本全国统一ですから、決してまけることはないのだけれども、いかに払えない債務者のかわりに市がなってくれると。非常にこれ勉強になりました。

ですから、正直な話、私どもが申し込んだときは、本来ならばもういっぱい、全国的に視察がいっぱいだそうです。ところが、前橋市の弁護士さんが呼んだらしいのです。そのときに、宇都宮さんという方が来て、そしていろいろと話したと。前橋市は非常に一生懸命になって滞納の政策の取り立てが、はっきり言って厳しさは全国一らしいのです。それは払えないのが一番悪いのですけれども、こういう社会情勢ですから、どうしてもそういう現状になってしまいます。そんな中で、では同じ前橋市の県庁所在地の玉村町が来るのでは対応してやろうかということやってきました。

ですから、考察としましては、一人を救えない制度は制度ではないという思いが市政全体にあり、全職員の理解と協力があってこそその生活再建型滞納整理と言えよう。縦割り行政から全課縦横の対応、庁舎内に設置した「やすワーク」（ハローワーク）による就職相談も実を結んでいる。また、庁舎外の専門家と連携し、その解決を図るという積極姿勢で生活再建型滞納整理を実施している。

市税の収納状況については、国民健康保険税は滋賀県内で中位、他の市税は県内上位であるということでもあります。

滞納者の実態把握と悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等できちんと対応し、法令遵守の姿勢は変わらないが、その中身、運用が滞納者の生活再建という目標に合わせた柔軟さ、寛容さ、多様さを持っていることが特徴で、格差社会の進行で持てる者と持てない者が感情的と言えるほどの対立状況にある現代社会において、行政対応として大いに学ぶことがあると考えます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） おはようございます。経済建設常任委員会委員長の石内國雄でございます。経済建設常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

所管調査の日時でございますが、平成28年10月17日、月曜日から19日の水曜日まででございます。

視察した場所でございますが、あんずの里ふれあい館・あんずの里市利用組合、これは福岡県の福津市でございます。

また2つ目として、熊本市の上下水道局・中部浄化センター、これは熊本市の西区でございます。

調査項目といたしまして、あんずの里市については、6次産業化の取り組みとあんずの里市の経営について、それから中部浄化センターにつきましては下水処理水の活用についてでございます。

出席した委員は、経済建設常任委員、石内、町田、渡邊、浅見、筑井の5人全員と高橋議長でございます。また、随行者といたしましては、事務局長の石関氏に行っていただきました。

視察先の対応者でございますが、あんずの里市利用組合の組合長、柴田氏、それから副理事長の寺嶋氏、議会事務局の主幹であります八尋氏、それから地域振興課長の本塚氏でございます。

また、熊本市の上下水道のほうにつきましては、上下水道局維持管理部の水再生課長、正代氏、それから主査の中嶋氏、それから計画整備部計画調整課、技術主幹であります松井氏、それから伊佐坂氏でございます。中部浄化センター所長の岡本氏、また技師の松波氏も対応していただきました。

初めに、第1項目の6次産業化の取り組みとあんずの里市の経営についてでございます。調査経過を申し上げます。

平成27年5月に開設いたしました玉村町道の駅玉村宿の運営充実の課題に対して、消費者ニーズに対応した地産地消の取り組み、また売上高、雇用、来訪者数、出荷者数に効果を上げておりました福岡県の福津市のあんずの里ふれあい館・あんずの里市利用組合を視察したわけでございます。

このあんずの里市は、地元で生産した農水産物や加工品の直接の販売、それから地元食材を使用しましたレストランの運営を行っておりました。また、地元自治体と連携しての食農教育をしておられました。

あんずの里市利用組合の運営体制といたしましては、役員が10名、それから地区役員等おりまして、正と準組合員は、今現在278名に上っております。

取り組みとしましては、生産販売、商品の開発・加工、伝統文化の継承、食農教育を行っております。出荷方針としては、新鮮（とれたて）、安全で有機・減農薬の安全、それからおいしい点、これ

を自慢にしております、また安いというようなコンセプトでやっておりました。

施設としましては、産地形成促進施設、それから農林漁業体験実習館、それからふるさとレストランと3つありました。

このあんずの里市の取り組みに至りました経緯でございますが、女性が主役の農業をということを合い言葉に、軽トラックによる青空市を女性の方のグループが始めた。平成8年に農産物直売所「あんずの里市」というのを開設して、そこから始まったということで、農産物の直売所の全国的な草分けでもありました。

また、その取り組みに当たりまして生じた課題としては、直接販売所を地元の自治体やJAに場所の関係を要望しましたけれども、集客、それから採算性等の疑問からなかなか実現できなかったようでございます。

そこで、それに生じた課題の対応としまして、農業農村活性化交流施設に直売所、レストランを併設する施設を運営していく、それから消費者との交流を広げるための各種イベントを開催していくというような対応方法を考え、また活用した支援施策としましては、補助事業等を積極的に取り入れるということでやりました。地域農業基盤確立農業構造改善事業、これを取り入れて補助事業を取り入れております。

そのような取り組みの効果といたしまして、平成8年から平成21年、この間にしまして売上高では4倍に、それから来訪者数も11万人から40万人、それから出荷者数も80人から300人に増加しております。日本農林漁業振興会長賞を平成17年度農林水産祭むらづくり部門で受賞しております、地域の交流・活性化の拠点となっております。

今後の展望としまして、地域活性化を目指した取り組みを継続していき、組合員の所得向上に結びつく直売所づくりを目指しているようでございます。

考察といたしまして、女性30人の仲間を始めました軽トラ青空市を地域活性化の拠点に変えた女性パワー、それから町議会への働きかけで常設の直売所の開設、それから地域活性化へ向けての体制の整備、それから組合長を初めとする組合員の特に意識の高さと熱意を感じました。

地元食材使用のレストラン運営では、バイキング方式での人の手間を減らした取り組みをされておりました。また、さまざまなイベントや体験教室を開催するなど地域の交流・活性化の拠点となっております。長野のリンゴの提携販売など、人気商品をつくって品質のよさでリピーターの獲得に成功しておりました。これらは消費者の声を聞いた消費者ニーズに対応した店づくり、また組合員の農業経営を少品目大量生産から多品目少量栽培に軌道修正して、直売所で販売するなど主体的意識での取り組みでの成果であったようでございます。

道の駅玉村宿の取り組みにつきましても、出荷者の意識の向上、経営感覚を持った運営を取り入れるべきと考えました。

2項目めの下水処理水の活用についてでございますが、調査経過でございます。下水処理水を農業

用水に利用している熊本市の中部浄化センターの取り組みを視察させていただきました。熊本市の下水道事業の概要でございますが、下水道の普及率は88.6%、また下水道処理水の再利用状況につきましては8.4%、農業用水再利用量につきましては653万4,187立方メートル、中部浄化センターと西部浄化センターの処理水を利用されておりました。熊本市が下水道処理について目指しているものについては、循環型社会を目指しておりました。清冽で豊富な地下水や、ちょっとこれ字が違っているかもしれませんが、緑など豊かな自然環境は、市民のかけがえのない財産、下水道の役割を持っておるということで、公共用水域の水質の保全、下水道の資源、特に処理水、下水の汚泥の有効利用、環境負担の少ない循環社会の形成に取り組んでおりました。

農業用水利用に至った経緯でございますが、熊本市の西南部、白川と坪井川に挟まれた土地改良区、水田面積でいきますと225ヘクタールでございますが、河川流域量の減少や、また河川改修などによる取水性の悪化から、たびたび干ばつ被害に悩まされ、慢性的に水不足が生じていたところでございます。

昭和50年ごろ、土地改良区から安定した農業用水確保策として、下水処理水の再利用について試験の申し入れがありました。

熊本市は、下水道部と農林水産部で昭和51年から59年の9年間、東京農業大学の石丸教授、当時の教授でございますが、指導のもと、浄化センター内の試験田での栽培試験を6年間、それから現地での実証実験を3年間行いまして、処理水中の窒素形態は、そのほとんどがアンモニア性ではなくて、硝酸性窒素であるということ。それから、水稻生育に与える影響は少ないこと。それから、河川水と処理水の割合を1対1として、施肥量も半分で行えば安定した水稻栽培が可能となりまして、昭和60年度より下水道処理水を農業用水として供給を開始しておりました。

利用区域面積は、水田225ヘクタールを利用しております。これは中部浄化センターであります。また、平成14年に供給を開始した西部浄化センターの農業用水利用につきましては、西部浄化センター周辺の農業用水の取水源が有明海の潮位の影響を受ける河川や地下水でありまして、取水性の悪さや地下水の塩水化などから水量も少なく、慢性的な水不足の状況となっております。農業用水の確保に苦慮されていたところでございますが、中部浄化センターでの農業用水の利用のこともありまして、平成9年、10年に地元から新たな農業用水供給源として下水処理水の利用要望がありまして、平成16年から20年度の5年間に、地元の協力のもと、現地での実証実験を行いました。平成18年8月には、対象作物、処理水の水質基準、責任の所在等を定めました協議書を利用3団体と締結いたしまして、平成21年度から下水処理水を農業用水として供給を開始しておりました。

この協議書の締結内容の抜粋は、ここに載せておりますけれども、農業用水への利用につきましては、処理水は原則補給水として、水稻等への利用に限定すること。それから、処理水の水質については、下水道法第8条並びに同施行令第6条で規定する放流水質基準、それから水質基準に定めのない塩素イオン濃度につきましては150ミリグラム立方を上限としておりました。

また、損害の出たときの補償につきましては、処理水の利用は、あくまでも利用者の責任ということ、それから被害が発生した場合、利用者は市に対して補償を要求しないというようなことが締結されておりました。また、供給の停止ということでは、流入水の水質悪化など悪影響を与えると判断した場合、直ちに供給停止をすること。それから、設備の管理としましては、供給施設の管理は市が行い、処理水の利用に係る給水口の開閉等は利用者の方が行う。それから、もし事故があった場合の対応として、事故等により供給運転の継続ができなかった場合、直ちに相手方に通知をするというような協定書を締結しております。

考察といたしまして、農業用水は川から取水するのが一般的であります。天候などに左右されやすく、農業用水を安定して確保できない場合もあるということで、熊本市では浄化センターで生まれ変わった再生水の一部を20年以上前から農業用水として供給しておりました。安定した水量の確保と、また地下水を農業用水としてくみ上げる量を抑え、地下水保全にもつながっておりました。

処理水の安全性の確認は、月2回の水質検査を行っておりまして、処理水は栄養価が高く、肥料等の削減にもつながっており、育成状況もよいということでございました。

処理水の利用につきましては、東京農業大学教授の指導のもとで6年間の栽培試験及び3年間の現地での実証実験を通して、科学的な実証と理解を得ていたと考えられます。処理水利用の風評被害は、今まで出ていないとのことでありました。

熊本市の中部と西部浄化センターは、生活用の汚水処理が主な浄化センターでありました。工業用の汚水は、他の地域の浄化センターでの処理でありました。

玉村町には、県の県央水質浄化センターがあります。処理水の再利用の可能性を感じたところではありますが、玉村町の場合、広域利用の浄化センターであり、熊本市との条件の違いを感じました。県央水質浄化センターの処理水については、高度処理の実施による科学的な実証実験が望まれます。地域住民の理解と納得は、科学的実証があって育まれると思います。玉村町にある県央水質浄化センターの処理水も、町の水資源として安心して利用できるように大いに期待したいものでございます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 島田榮一君登壇]

◇文教福祉常任委員長（島田榮一君） 文教福祉常任委員長の島田榮一でございます。閉会中の文教福祉常任委員会所管事務調査を報告いたします。

総務、経済建設と2泊3日の遠方の視察研修を行いましたけれども、当文教福祉常任委員会は身近なところで、身近な問題を調査研究いたしました。それでは、報告いたします。

文教福祉常任委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、平成28年10月24日、月曜日、午後1時30分から午後3時15分であります。

場所については、全員協議会室であります。

本委員会は、10月24日、委員会全員参加のもと、所属する生涯学習課の当面の課題について調査しましたので、報告します。

調査項目、生涯学習の場の確保について。

調査経過、玉村町の生涯学習については、町内でさまざまな団体が活動しており、活動の場として文化センターはもちろん、勤労者センター、ふるハートホールなどがあります。

しかし、特に利用者数の多い勤労者センターについては、現在、JAから土地を借用している状態であり、平成28年9月議会の一般質問において、町長は平成31年度をもってJAに引き渡す約束を遵守すると答弁しております。町としても何らかの対応が迫られております。

こうした現状を踏まえ、当委員会として今後ますます需要が高まる生涯学習の現状と場の確保について調査いたしました。

はぐってもらいますと、文化センターの利用状況が載っております。後でゆっくりごらんになっていただきたいと思います。

次をはぐっていただきますと。勤労者センターの月別利用者数が載っております。これも後でゆっくりごらんになっていただきたいと思います。

次を見ますと、平成27年度ふるハートホール利用状況が載っております。これも後でゆっくりごらんになっていただきたいと思います。

考察であります。玉村町には、趣味を生かした習い事や健康管理のためのスポーツ活動、あるいは福祉や芸術文化活動等、さまざまな活動を行う団体があります。平成27年度における施設別の利用者（延べ人数）は、公民館（文化センター内）、これが3万7,286人、公民館以外の勤労者センターが3万467人、ふるハートホールが1万3,642人です。多くの住民が生涯学習の場として公民館以外の施設を利用している現状があります。

しかし、利用者全体の4割近くを占める勤労者センターの引き渡しが進んでおり、対策をとらないまま勤労者センターを引き渡すことは、住民の生涯学習の場が失われることになりかねません。生涯学習の場の提供、確保は、自治体に課せられた極めて重要な課題であることを十分認識し、より一層の対応を図られたい。また、生涯学習活動が施設による制約のために妨げられることのないよう、代替施設の確保も含め調査、検討を計画的に取り組まれたい。

急速な高齢化により生涯学習の需要は、今後ますます高くなり、その重要性も増すことが予想されることから、今後も住民が困ることのないよう、生涯学習の場を継続的に確保するよう努めていただきたい。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第5、議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） おはようございます。傍聴の皆様には、大変ありがとうございます。師走に入り、本年も残すところ1カ月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えました。

さて、平成28年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

まず、私が町長に就任してから早くも10カ月が過ぎ、町民の皆様や議員の皆様のご支援、ご協力のもとに町政を担当できましたことに深く感謝申し上げます。

さて、この間、世界は急激に変化をいたしました。6月24日、イギリスの国民投票によるEU離脱が決まり、2年後に実施されることになりました。11月8日には、アメリカ大統領選でトランプ氏が選出され、今後の保護主義が懸念されております。本日は、イタリアの大統領選も保護主義や反グローバル化とした政策が選択される可能性があり、まさに世界の政治経済の転換期に突入した感があります。

日本においても、アメリカのTPP離脱により経済政策の転換を迫られており、今後の日本経済に及ぼす影響はかなり重要であると言われております。このような不透明な政治経済状況の中、堅実で実行可能な町政を実行し、将来に夢のあるまちづくりを可能とする基本姿勢で今後町政を行っていきたいと考えております。

また、今回、初めていただきました議会の政策提言も参考にして、今後の町政を行っていきたいと考えております。

本定例会は、本日より12月14日までの10日間、玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定、一般会計を初めとする補正予算や教育委員会委員を任命する人事案件など19議案につきまして提案させていただき、ご審議をいただくわけであります。

また、本定例会では、12名の議員さんから一般質問の通告を受けております。行政各般にわたる貴重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくご意見申し上げます。

それでは、提案説明に入らせていただきます。

議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてご説明申し上げます。
本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要があるため、制定するものです。

条例の概要を申し上げますと、農業委員会の委員定数を12人、農地利用最適化推進委員の定数を4人と定めるものです。

また、附則において、農業委員会の委員の選出方法が選挙及び選任による議会推薦、団体推薦から町長の任命制となることから、玉村町農業委員会の選挙による委員の定数条例、玉村町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例、玉村町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の3条例を廃止するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 1点聞きたいと思うのですが、この間の全協、議案説明の前の農業委員会の定数改正に関する説明のときの冊子いただきました。この中で、選出方法の変更の中で、改正後、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる（義務）と書いてあるのですが、こういった義務的なものは条例の中でしっかりうたうべきではないのかな、そのように感じるのですが、そしてまた運用をどのようにこれから担保するのかちょっとわかりませんが、その点について説明をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらにつきましては、条例におきましては、あくまでも定数を定めるということでございまして、そういった細かいことにつきましては、その他の関係の規則等で定めていくということでございます。

先ほどの1名の義務ということなのですが、こちらは要するに生産者でない人ということで、出荷をしている人、生産している人というのは農業の関係者ということになりますので、そうでない人で農業に関する識見を有する人という形で考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） いろいろ条例があつて、附則があつたり、規則があつたり、いろんなシステムというか、その場その場の運用基準を定めるようなシステムが構築されているというふうに私も思います。でも、定数の条例に関する事だから、こういう人が1人はどうしても必要なのだというこ

とは、12人と4人が必要と。ただ数を入れる定数の改正だけではなく、もう一步踏み込んで、その12人の中に1人はこういう者は義務として入れるのだから、もうそれは絶対的なものだというふうに私は思うのですけれども、その必要性がないということで、その次の規則で定めると、そういう言い方なのでしょうけれども、そういうものでいいのでしょうか。総務課長に、1点そこら辺の条例をつくる時の、総務課長と経済産業課長の2人にちょっとお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらは農業委員会等に関する法律、それからそれに関する規則等の中で、そういった基準、義務であったり、できるだけしてほしい、例えば女性ですとか、若い人とか、そういった形がうたわれておりまして、町のほうとしては定数条例ということに限るのだというふうに思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 定数につきましては、条例で定めるということになっていると思うのです。ただ、細かい要件については、規則等に委任することも差し支えないと思います。また、法令等の内容をちょっと詳しく存じ上げておりませんが、法令にもその辺の内容がもし明記されていれば、条例に詳しく明記しなくても差し支えないと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 農業委員会の定数を定める条例ということで提案をいただいているわけです。次に上げる条例は廃止するということになっているわけですが、選挙で選ばれる定数条例、それから団体選任による定数、この条例を廃止するわけです。そうすると、今後、農業委員の選任というか、選出という方法については、農業委員会法をどのように改正されたのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 要するに3つの定数条例を廃止することについてだと思っておりますけれども、今回の条例の制定によりまして任期が終わります来年の7月15日から、この定数条例が施行するというような形になっておりまして、現在の委員さんは大もとの法律のほうで、最初の任期までは身分を従前の例により在任するというようなことがありますので、こちらで一旦廃止を先にしてしまうというような形になりまして、ただ上位法の農業委員会等に関する法律によりまして、任期までは身分が継続できるという形になっております。そういった形で、なおかつこの法律は7月

15日から施行なのですが、それまでに今度は準備行為もしていいというような形に、最後に附則と
いますか、準備行為という項目を設けさせていただいているものでございます。ですから、これに
よって身分がなくなるということではないというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 要するに今までの選出方法を変えているのですけれども、7月15日ま
では今までのままでいくということなのです。定数条例を定める条例、これが7月15日以降の農業
委員の選出方法について、どのような段取りが進められるように農業委員会法で規定されているのか
聞いているわけです。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） まずは、こちらで条例の定数を定めさせていただきまして、先ほど
申しあげましたように施行するのは7月ですけれども、準備行為ということで、一番下にありますけ
れども、任命及び推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことが
できるというふうに定めさせていただいております、まずこの議会でご承認をいただいた上での話で
ございますけれども、来年に入りますと、こういう制度が変わりましたという周知をまず図っていき
まして、関係する団体等に説明、広報による周知、いろんな形で進めていきまして、2月、3月ごろ
に募集期間というような形で、自薦、他薦の募集をいたします。そして、その後、人数がちょうどで
あれば、そのままいける可能性もありますけれども、定数を超えた場合には審査会を開きまして、そ
の中で決めていくというような形で、最終的に絞られた12人に対して、6月になりますでしょうか、
また議会の同意というような形をお願いすると。その後、7月15日をもって町長が任命するという
ような形です。

推薦委員さんにつきましては、農業委員会が委嘱するということになっておりますので、その新し
い体制の中で4人を委嘱するというような形の段取りになっております。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） そうすると、この条例を定めた後は、農業委員、自薦、他薦を含めて募
集をして、それが定数を超えた場合は、何か審議会をつくるということで、町長が選任をして議会の
同意を得ると、こういう流れになるわけでしょうか。これ委員会に付託をされて審議されるわけ
ですから、その辺も含めてしっかり審議をいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第6 議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第7 議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第8 議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第6、議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてから日程第8、議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第60号から日程第8、議案第62号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正、議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正までの3議案について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第60号及び61号につきましては、平成28年度の人事院勧告が職員の勤勉手当を0.1月引き上げるものであったことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引き上げを行うものでございます。また、期末手当の引き上げは、12月支給分に適用するため、当該引き上げで生じる差額は平成28年12月中に支給する予定です。

なお、勤勉手当の引き上げに関連いたしまして、平成28年12月に引き上げる0.1月の支給月数を平成29年の6月期、12月期とも半分当たる0.05月として平準化するものでございます。

続きまして、議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成28年度の人事院勧告に伴い、給料表、勤勉手当の支給割合等を改定するものでございます。

まず、第1条の改正をご説明いたします。給料表の改定につきましては、民間との較差を解消するため、給料月額を平均0.2%引き上げる内容となっております。勤勉手当につきましては、民間が公務員の支給月数を上回っていたため、それに見合うよう勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、年間4.3月とし、再任用職員にあつては0.05月引き上げ、年間2.25月とするものでございます。

なお、給料表の見直しについては、平成28年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当についても12月支給分に適用するため、それらの差額を平成28年12月中に支給する予定です。

続きまして、第2条をご説明いたします。第2条の施行期日は、平成29年4月1日となります。内容といたしましては、昇給について懲戒処分等の事由に該当した場合、昇給に考慮できるようにするための改正のほか、扶養手当額の変更となります。配偶者については、現行1万3,000円を6,500円へ、子については現行6,500円を1万円へ変更する内容となります。

また、第1条の改正関係でご説明いたしました勤勉手当の引き上げに関連いたしまして、平成28年12月に引き上げる0.1月、再任用職員にあつては0.05月の支給月数を6月期、12月期とも半分当たる0.05月、再任用職員にあつては0.025月分として平準化するものでございます。

なお、附則第3条におきまして、今回の扶養手当額の変更に伴い、平成30年3月31日までの間、経過措置が定められております。玉村町におきましても、これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案にかかわる提案説明を終了いたします。

日程第6、議案第60号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、日程第7、議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、日程第8、議案第62号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 議案第63号 玉村町税条例等の一部を改正する条例について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、議案第63号 玉村町税条例等の一部を改正する条例について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第63号 玉村町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日付、法律第13号で公布され、また外国居住者等所得相互免除法の改正に伴い、玉村町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正の概要ですが、法改正に伴い、延滞金に係る町民税の規定の整備を行い、医療費控除でスイッチOTC薬控除の新設を行うものです。

また、外国居住者等所得相互免除法の改正に伴い、特例適用利子等、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものです。

また、たばこ税に関する経過措置で、税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、固定資産税に関する改正の概要ですが、地方税法に規定された固定資産税課税特例の率について、わがまち特例が追加されたことに伴い、附則第10条の2で規定するために改正するものです。具体的には、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が立地適正化計画に基づき、整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、参酌基準の5分の4とするものです。

また、再生可能エネルギーの発電設備に係る課税標準の特例の率については、太陽光発電、風力発電について参酌基準の3分の2とし、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については、参酌基準の2分の1とするものです。

以上が主な条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第64号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第64号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第64号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、外国居住者等所得相互免除法第9条、第13条及び第17条の改正に伴い、町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 11 議案第 6 5 号 玉村町都市計画税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 1、議案第 6 5 号 玉村町都市計画税条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 6 5 号 玉村町都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法が改正され、固定資産税課税特例の率が、わがまち特例に移行されました。玉村町税条例の一部改正をすることに伴い、都市計画税についても適用される特例を追加するためのものです。

改正の概要は、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が立地適正化計画に基づき整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税課税特例の率が地方税法で 5 分の 4 に定められていましたが、玉村町税条例において参酌基準の 5 分の 4 にすることに伴い、あわせて都市計画税条例の特例率も 5 分の 4 として追加し、追加に伴う項ずれの修正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 6 6 号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 2、議案第 6 6 号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 6 6 号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を 9 月議会において制定させていただきましたが、地域再生法の改正に伴い号ずれが生じた箇所と明確になっていない箇所の修正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 67 号 平成 28 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）

○日程第 14 議案第 68 号 平成 28 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 15 議案第 69 号 平成 28 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 16 議案第 70 号 平成 28 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 17 議案第 71 号 平成 28 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 18 議案第 72 号 平成 28 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 19 議案第 73 号 平成 28 年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 20 議案第 74 号 平成 28 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 13、議案第 67 号 平成 28 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 20、議案第 74 号 平成 28 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 8 議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 13、議案第 67 号から日程第 20、議案第 74 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 67 号から 74 号の平成 28 年度各会計の補正予算につきましては、8 議案を一括にてご説明申し上げます。

議案第 67 号 平成 28 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億9,935万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億2,874万6,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為の追加をさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず職員給与費では人事異動によるもののほか、勤勉手当等の見直しによる追加や退職者の増加による減額で、総額275万円の減額でございます。また、議会費においても、議員勤勉手当の見直しによる追加でございます。

次に、総務費では、田中生コン株式会社代表取締役、田中正伸様より教育振興のために寄附を受けましたので、田中奨学基金へ積み立てを行うもののほか、中央小学校区内等の交通安全施設の補修や修正申告等に伴う町税還付金、郵便料等の追加でございます。

民生費では、国の補正予算に伴う臨時福祉給付金事業の給付費等を追加するほか、平成27年度障害者自立支援給付費等の精算による国、県への返還金、国民健康保険特別会計において保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出金でございます。また、サービス利用者等の増加に伴う障害者自立支援費や福祉医療給付費の追加を行うものでございます。

保育施設費では、ゼロ歳児の途中入所や障害児等の対応による臨時・嘱託職員の雇用経費の追加でございます。

また、児童館費では、児童館の夏場の室内環境を整備するため、空調設備新設事業として実施設計業務の委託経費を追加するものでございます。

次に、農林水産業費では、国の補正予算に伴うTPP関連施策により、担い手確保・経営強化支援事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として交付金等を追加するほか、道の駅玉村宿の外灯の修繕経費を追加するものでございます。

土木費では、町道補修の工事費を追加するほか、宅地造成事業特別会計にて実施した借入金の繰上償還に伴い、利子償還金分の繰出金を減額するものでございます。

教育費では、小中学校、幼稚園の修繕等の経費を追加するほか、尾瀬学校推進事業について事業が確定したため、減額を行うものでございます。

また、歳入では、地方交付税、国・県支出金合わせて1億3,842万3,000円、特別会計からの繰入金116万9,000円、前年度繰越金5,596万4,000円のほか、寄附金として先ほどの田中正伸様より300万円、群馬県町村会より100万円、合わせて400万円を追加するものでございます。

また、繰越明許費の追加については、臨時福祉給付金事業の給付金の支給を来年4月ごろから予定しておりますので、翌年度に繰り越すものでございます。

債務負担行為については、芝根小学校プール塗りかえ塗装等工事で、早期に発注することにより、事業の進捗を図るものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第68号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,821万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,133万3,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容ですが、まず歳入の増加分として前期高齢者交付金の変更決定に伴い124万5,000円、県補助金について財政健全化補助金の決定に伴い54万5,000円、一般会計繰入金について保険基盤安定負担金の決定に伴い、保険税軽減分を333万6,000円、保険者支援分を301万8,000円、財政安定化支援事業繰入金の決定に伴い144万7,000円、財政健全化補助金の決定に伴い、その他一般会計繰入金を50万2,000円、繰越金について2,817万4,000円を増額するものでございます。

減額分としましては、平成30年度に予定されている国保広域化の準備事業に対する国庫補助金について、実績に基づき5万4,000円を減額するものでございます。

次に、歳出ですが、増額分としまして不足が見込まれることに伴い、一般被保険者療養費について200万円、一般被保険者高額療養費について3,300万円、退職被保険者高額療養費について600万円を増額し、前期高齢者納付金については、変更決定に伴い3,000円を増額するものでございます。

減額分としましては、平成30年に予定されている国保広域化の準備事業に対するシステム改修について実績に基づいて5万4,000円、後期高齢者支援金について変更決定に伴い179万6,000円、介護納付金について変更決定に伴い94万円を減額するものでございます。

議案第69号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105万5,000円の増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,075万3,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入につきましては平成27年度の事務費精算分として繰越金を136万3,000円増額、保険基盤安定繰入金を30万8,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、一般会計返還金を116万9,000円増額、保険料納付金を19万4,000円増額し、保険基盤安定拠出金を30万8,000円減額するものでございます。

議案第70号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、特別会計内での予算の組み替えのみのため、介護保険特別会計の歳入歳出の総額に変更はございません。組み替えの主なものは、29年度から委託する地域包括支援センターの

設置事業費100万円や高額介護サービス費の不足分300万円などですが、それぞれ予算内で調整するものであります。

また、債務負担行為につきましては、29年度に策定する第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定業務委託料480万円で、計画策定に早期に着手するため設定するものです。

議案第71号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、本年の1月から総合事業への移行を行ったところでございますが、要支援1・2と認定された方に対して、ケアプランを作成する介護予防サービス事業費が予想より多かったため、事業対象者の方等に対してケアプランを作成する介護予防ケアマネジメント事業費から介護予防サービス事業費へ予算の組み替えを行うものでございます。歳入歳出の総額には変更がございません。

議案第72号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,260万1,000円を追加し、総額を15億4,060万1,000円とさせていただくものでございます。

主な補正理由ですが、補助対象事業の拡大により、国庫補助金が増額見込みとなったこと、建設費の増加に伴い、下水道事業債が増額見込みとなったこと、人事院勧告や人事異動等により職員給与費を増額する必要が生じたことなどでございます。

次に、金額についてですが、歳入では国庫補助金を1,500万円、繰越金を230万1,000円、下水道事業債を530万円それぞれ増額するものでございます。

一方、歳出では、公共・特環の合算で職員給与費を60万1,000円、工事請負費を2,700万円それぞれ増額し、測量設計委託料を500万円減額するものでございます。

議案第73号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万6,000円を減額し、その総額を1億9,748万円とさせていただくものでございます。補正内容といたしましては、繰上償還による地方債の利子の確定により減額させていただくものでございます。平成28年6月27日に繰上償還を行い、地方債の利子が確定したため、歳入において14万6,000円減額するものでございます。

次に、歳出ですが、歳入同様に地方債の利子が確定したため、14万6,000円を減額するものでございます。

議案第74号 平成28年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、支出の予定額を30万5,000円増額し、その総額を5億5,086万9,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、1つは人事異動等に伴う職員給与費の調整で、給料を20万円減額し、手当を40万5,000円増額するものでございます。

もう一つは補償費で、昨年秋に実施した水田の石綿管撤去工事が原因で、水稻の作付ができなかった分の損失補償が10万円でございます。

次に、債務負担行為についてですが、今年度から来年度にかけて実施予定の3件の配水管布設替工事で、それぞれ上新田地区が2,200万円、上之手地区が2,300万円、下之宮地区が5,000万円でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で8議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第13、議案第67号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

[14番 宇津木治宣君発言]

◇14番（宇津木治宣君） 2点質問させていただきます。

36ページの児童館空調設備設置事業が予算計上、設計料が計上されているわけです。小中学校の全教室にエアコンが設置された。それで、さきの9月議会では、決算審議の中で児童館の館長さんが来られまして、何とかしてください、こっちも暑いのですと口々に訴えておられました。それを受けての設計委託料の計上だと思うのですけれども、実際にこれつく、設置される流れについて、どのような手順になっていくのか、お話をいただきたいと思います。

それから、総額どのくらいの予算がかかるのか、推定をされているのか、この2点についてお伺いします。

次に、46ページの担い手確保経営強化支援事業についてお尋ねをいたします。これは要するに県の農林水産事業費の交付金を全額これに充てて予算計上しているわけですが、この事業内容についてどのようなことになるのか、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

[子ども育成課長 齋藤修一君発言]

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 児童館空調設備新設事業でございますけれども、こちらにつきましては群馬県の町村会のほうから2,000万円の子育て支援に利用していただきたいということで寄附金をいただきまして、その予算を財源に設置するような計画で進めております。計画的には、12月補正におきまして設計委託のほうを行い、今後、設計が終わり次第、3月の補正予算で工事のほうの予算のほうを計上する予定でございます。そして、繰り越した形で、来年の、小学校が夏休みに入る前には利用できるような形で今のところは考えております。費用につきましては、5カ所に

設置いたしまして、大体総額2,000万円前後で仕上がるのではないかというふうには考えております。

また、ランニングコストについても、一応シミュレーションとして出させていただいております、想定ですけれども、大体1カ所年間で8万円ぐらいというふうに出しております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 担い手確保経営強化支援事業についてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、先ほど町長のほうの説明にもありましたけれども、TPP関連等国际情勢が変わる中で、経営感覚を備えた担い手の経営発展を促進するというような形でございまして、国の補正による補助事業2分の1補助ということでございます。町のほうは、一切これには補助はもうつけないというようなことになっております。

内容といたしましては、エコノミーハウスの7連棟、それから鉄骨ハウス1棟ということで、棟数にすれば8つのビニールハウスができるというようなことで、中身としてはセロリというようなことでございます。なお、こちらの事業主体につきましては、法人ということでありまして、この補助事業を受けるに当たってはポイント制になっておりまして、いろんな条件があります。経営面積の拡大が図れるかとか、6次産業化の取り組みがされているかですとか、雇用をしているかとか、それから農業者の育成ということで研修生を受け入れているかとか、そのような項目がいっぱいありまして、その中でポイント制で県のほうで採択になったということで、実際には5件ほど県下で申請があったそうですけれども、玉村町のこちらしか合格しなかったというようなことでございますけれども、実質それだけ担い手としての可能性のある団体だということだと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 児童館の空調設備ですけれども、よくわかりました。

町村会の2,000万円の補助金を使って、その目的を達成したいということで、3月に補正予算を組んで、繰越明許をして、来年の夏には間に合わせたいと。ぜひしっかりお願いします。

次に、エコノミーハウスというのは……

〔「46ページ」の声あり〕

◇14番（宇津木治宣君） 46ページ、エコノミーハウスというのは、どんなものなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） エコノミーという名前は経済的というようなイメージだと思うのですけれども、要するに鉄骨ハウスですと全部鉄骨というようなことで、エコノミーというのは上のほうが普通のビニールハウスみたいな形になっていて、下がある程度鉄骨的な形になっていて、完全鉄骨よりも経済的という、そういうような形だと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） これについては、全額県から来る予算ですから、ポイントで合格したと、大いにいいことだと思います。

以上、説明ありがとうございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 31ページ、上から4行目、就労継続支援事業（B型）補助費1,050万円、この具体的内容と補正予算を組む必要性について問います。

もう一点、47ページ、一番下の囲ってあるところです。町単独農業用排水路整備事業（都市建設課）80万8,000円、この雑草除去委託料と工事請負費の具体的内容、それと多面的機能支払交付金事業というのがあるかと思うのですが、どうもこういう事業は、その多面的機能支払交付金事業でやったほうがいいのではないかと、こう思うのですが、町単独農業用排水路整備事業と多面的機能支払交付金事業、この関係についてお答えを願いたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 就労継続支援事業（B型）、これについてご説明を申し上げます。

これにつきましては、障害者で一般企業での就業が困難な人に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うということでございまして、今現在、玉村町ではのぼら、たんぼぼで行われた、いわゆる今まで作業所と言われていた施設というか、就労場所ございまして、今は作業所とは言いませんで、就労継続支援事業（B型）というふうな言い方をしているものでございます。

補正につきましては、やはり毎年利用者は増加してございまして、ここ最近ですと25年は43名、26年も43ですから、27年度は49名とふえてまいりまして、今後もふえるかと思っておりますし、当初の予算ではちょっと不足だったということで、上半期の実績からして不足が生じたということで補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 多面的との絡みということで、お答えしたいと思います。

議員さんおっしゃるとおり、地区の農業用水の排水路等の関係につきましては、多面的機能支払交付金をできるだけ活用して、そちらを優先してやるというのが原則というふうには認識をしているところでございます。

そして、まずここにあります13番のところでは雑草除去委託料とありますけれども、これは区長要望のあった川井地区のものなのですけれども、こちらは構造的にかなり大きい水路ということになりまして、人力では、人力と言っても農家の方々みんなで人力でやるというのは、ちょっと適合しないかなということで、業者にやっていただきたいと、そういう雑草除去でございまして。

続いて、15番の工事請負費につきましては、これは五料地区の土地改良施設の復旧というような意味合いがあるのですけれども、こちらにつきましては五料地区には農地に水といいますか、多面的機能支払交付金が対象にはなっていない地区ということになりますので、土地改良施設を改修ということで町のほうでやるというような認識でございまして。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 47ページのほうだけ2回目の質問をしますが、雑草除去委託料は規模が大きいから多面的機能支払交付金事業ではできにくいと、こういう説明だと思うのですけれども、その多面的機能支払交付金の事業がある地区とない地区があるのです。これの雑草除去委託料の場所は具体的にどこなのかと。その地域に多面的機能支払交付金の事業をやっている団体があるのかどうか。多面的機能支払交付金の事業というのは、かなり大きい事業でも、できないことはないと思うのです。金額はかなり大きい金額をもらっている団体があります。そのことを私は考えているのです。具体的に、この場所がどこで、どれぐらいの規模で、それでそこには多面的機能支払交付金事業をやっている団体があるかないかお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらの雑草除去の関係につきましては、場所は川井地区でございまして、鳥居堰という堰があるのですけれども、そこから五料、飯倉のほうへ切り分ける水路で、旧国道沿いのかなり大きな水路になっておりまして、中身的には一応420平米ですか、除草において420平米ということでございます。そして、道に面している大きな水路ということで、内容を見ますと交通誘導員が延べ6人とかというようなこともございますので、かなり交通との関係とかで危険というのではないのですけれども、大がかりな除草になるのかなというふうに思っております。場所的には、川井地区ということでございますので、川井地区には多面的機能支払交付金の組織はあります。ただ、この場合には、かなり専門性が高いといいますか、危険度の高いものというようなことで、こちらで対応したいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） この多面的機能支払交付金というのは、川井の地区がどれくらい補助金もらっているか、私具体的に知りませんが、南玉なんかの例を見ますと40万円や50万円の事業なんていうのは軽くできると思うのですけれども、かなり多くありますから。それで聞いているのですけれども、川井のこの事業をする団体というのは、どれくらいお金をもらっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 大変申しわけございません。資料を今持ち合わせておりませんので、数字は現在ではちょっと申し上げられません。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 27ページの臨時福祉給付金事業なのですが、消費税が5%から8%に上がった段階で、住民税非課税世帯とか子育ての一定要件のある人たちに対して、1年間給付した事業がありましたよね、過去において。それを見ると、人口において大体6人に1人がそういう状況だったということで、玉村町でも6,000人ぐらいが、それに該当していたことがあるのだけれども、今回の臨時福祉給付金事業はどのような支払い条件なのかちょっと教えてもらいたい。それで、どのぐらいの金額で、どのぐらいの人が対象になるか。そして、どうして12月の段階での補正なのか、ちょっとお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 今回のこの臨時福祉給付金につきましては、経済対策分というようなことで、政府の第2次補正において可決されたものでございまして、消費税増税の負担軽減策として16年度までに終了する予定だった簡素な給付措置を引き継ぎまして、増税延期期間の2年半分に当たる1万5,000円を一括するというものでございます。支給対象者につきましては、今年度既に行われた対象者と同じでございまして、28年1月1日現在で町に住民票がある方、28年度分の町県民税、均等割が非課税で課税者に扶養されていない者と、それでまた生活保護を受けていない方ということになっておりまして、対象者につきましては5,000人分を計上してございます。前回については、詳しい数字は申し上げられませんが、やはり5,000未満四千五、六百人だったと思います。そんなことで5,000人を予定させていただいております。

〔「なぜ12月」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 挙手してください。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 12月補正で出たきたわけけれども、たしかこの話は、かなり前から言われていたのだけれども、結局、実際国がお金を用意できたのが今だということですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） これは国の補正予算が通ったということで、この12月で補正させていただきまして、今年度中にやはり準備が必要でございます。準備を進めまして、実際に玉村町で支給が開始されるのは4月、5月になると思いますので、繰越明許ということで措置をとらせていただいているわけでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 委託料164万円出ますよね。要するに、これがその事務手続をする人の手数料というか、人件費みたいな形で捉えていいわけですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 委託料の件でしょうか。委託料につきましては、やはり臨時的な事務がふえたわけですから、臨時職員を採用したいということで、人材派遣から1名お願いする予定でございますので、計上させていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 終了です。

◇議長（高橋茂樹君） 石川議員、終了です。

2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 50ページです。道路補修事業というところで500万円の補正があるようですけれども、これは私も前に一般質問で、町内随所に道路が傷んでいるのではないかと質問したことがあるのですが、この500万円でどこをやるのか、また優先順位というか、順番というのか、どんなふうに決めているのですか、その辺を教えてくださいと思いますが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 道路補修費につきましては、前回の9月でも補正させていただき、

今回もまた提案させていただいております。今回のものにつきましては、その積み残しといたしますか、部分的には上新田と、ちょっと福島地区等という形で予定されておるわけでございますが、道路補修については当然皆さんご承知のとおり、急に壊れることはないのですけれども、壊れた部分というのが日々必ず出てまいりますので、この500万円もその補修という意味で有効に活用させていただきたいということで今回提案させていただいたものでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それをだから順番というか、優先順位というか、その辺はどんなふうに決めているのか。今の話ですと、たまたま私の住まいに近い上新田という答弁ですから、それはそれでいいのですけれども、その辺もお聞きしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） ちょっと申しおくれました。優先順位の基本的な考え方につきましては、一番こちらのほうで重要視するのは、やはり危険度、住民というか、道路につきましては車、歩行者もおるわけでございますが、本来の目的である通行に支障があるというふうに判断されるものが最優先で補修をするということで考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） だから、その順番を決めるのに、誰が、どういう基準で決めているか、ちょっと聞いておきたいのです。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） それにつきましては、もちろん担当官と私のほうで一応判断をさせていただいておる状況でございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第68号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第69号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、日程第16、議案第70号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、日程第17、議案第71号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第72号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第73号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第74号 平成28年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第21 同意第4号 教育委員会委員の任命について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第21、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

本案は、教育委員長でありました小林恵子様が、12月15日をもって教育委員の任期が満了となるため、小林様の後任に玉村町大字川井1020番地にお住まいの齋藤玲子様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

小林様には、この4年間、教育行政のみならず、町政全般にわたり大変ご尽力をいただき、町の発展に寄与されましたこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

なお、今回提案させていただきます齋藤様の経歴につきましては、昭和53年に明治大学文学部を卒業され、昭和54年8月から群馬県教育委員会で県史編さん室の嘱託職員となられました。その後、昭和62年から高崎市で歴史民俗資料館や中央図書館の嘱託職員として勤務され、平成27年に退職されました。現在は、生涯学習の文化財の分野でご尽力くださる傍ら、趣味で国内の神社仏閣、博物館、美術館めぐりをしているとのこと。

齋藤様は、現在、少子化が進む中で、個々の価値観の多様性を認め、学校、社会、家庭との連携を強く持ちながら、子供たちの成長を見守り、後押しをしていかななくてはならないというお考えのもとに、ご活躍をされているところです。人格、知識、経験から教育委員として適任であると思われまので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

○教育委員会委員挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました齋藤玲子氏が議場に見えておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

〔教育委員会委員 齋藤玲子君登壇〕

◇教育委員会委員（齋藤玲子君） 本日、議会の皆様方のご賛同を得まして教育委員に就任することになりました川井の齋藤玲子でございます。

ご同意いただきましたことに感謝いたしますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。現在、日本では少子化が進んでおり、教育制度もさまざまな角度から見直しが図られております。そのような中、次世代を担う子供たちをどう育てていけばよいか、いろいろ教育のあり方が問われ続けております。

私といたしましては、大変微力でございますが、最善の努力を傾けまして、この課題に取り組んでまいりたいと思っております。今後とも皆様方の温かいご教示、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。言葉整いませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 齋藤氏には、教育委員会委員として玉村町の教育行政のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦勞さまでした。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第22 同意第5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とすることに同意を求めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第22、同意第5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とすることに同意を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第5号 農業委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とすることに同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法が変更となり、認定農業者が委員の過半数を占めることが原則となりました。ただし、町内の認定農業者の数が58であり、委員定数の8倍を下回る場合には、議会の同意を得れば委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者が占めればよいと規定されているため、議会の同意を求めるものです。

同意の概要を申し上げますと、農業委員会の委員の過半数を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とするのであります。認定農業者に準ずる者とは、認定農業者であった者、認定農業者の農業に従事し、経営に参画する当該認定農業者の親族、認定就農者、集落営農組織の役員、農業振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

なお、日程第22、同意第5号の質疑、討論、表決につきましては、議会最終日の14日に経済建設常任委員会に付託となりました議案第59号 玉村町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についての委員長報告と質疑、討論、表決を行った後に行います。



○日程第23 意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

本案は、来年3月31日に任期満了で辞任されます人権擁護委員の国定宏氏の後任として、天田義乃利氏を推薦するものであります。

天田氏は、長年、大手の電気機器製造会社へエンジニアとして勤められ、現在もビル管理会社へ勤めており、趣味も豊富で、面倒見のよい人柄であります。天田氏の人権擁護活動の抱負として、「人は生まれながらにして侵すことのできない基本的人権が与えられている。また、憲法第13条によって人権は保障されている。その崇高な精神を糧として、具体的な事案について良識を持って取り組んでいきたい」と述べております。まさに人権擁護委員としてふさわしいと考えましたので、天田氏を推薦するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する意見を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 意見なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案は同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意するとの意見とすることに決しました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。再開は11時35分。

午前11時20分休憩

午前11時35分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇

○日程第24 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第24、一般質問を行います。

一 般 質 問 表

平成28年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 公共施設の耐用年数、老朽化への対応について 2. 利根川新橋（板井地区）の早期実現に向けての対応について 3. 町内の社会奉仕（ボランティア）活動について	笠 原 則 孝

順序	質 問 事 項	質 問 者
2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正午のサイレンの復活を期待する声が多い。町の対応を問う 2. 東部スポーツ広場のバーベキュー場予約制実施による成果と課題は 3. 景観条例作成、屋外広告物規制に向けての進捗を問う 4. 玉村町環境基本計画の後期計画への取り組みを問う 5. 劣化したカーブミラーの交換を希望する 	月 田 均
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害鳥獣による農産物被害の現状と対策について 2. 平成29年度予算編成について 3. 公共交通の整備について 	渡 邊 俊 彦
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 29年度予算編成の重点項目は何か 2. 超高齢化社会への対応について 	島 田 榮 一
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町長就任1年が経過し、町の実態や課題をどう感じたか 2. 第3子の保育料は、様々な条件があっても町独自の支援で、完全無料化を図るべきではないか 3. 「笑顔で暮らせるまちづくり協議体」の設立の背景と、これからの取り組みは 	備前島 久仁子
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町を訪れた人の滞留政策として宿泊施設の誘致を図れ 2. 協働のまちづくりに果たす住民活動センターぱるの役割認識と今後の展開について問う 3. 人事評価制度の具体的運用について問う 4. J Aしばね支店跡地の取得はどのようなところまで進んでいるか 	石 川 眞 男
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 来年度予算と町政運営について 2. 公共施設等管理計画について 3. 踊りによるまちづくりについて 4. 防災訓練・防災計画について 	三 友 美 恵 子
8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 29年度に向けた予算編成と事業の見直しについて問う 	浅 見 武 志
9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「玉村町耐震改修促進計画」の達成状況は 2. 勤労者センターの返還に伴う対応策を示せ 3. 大規模指定既存集落の指定の進捗状況は 	宇津木 治 宣

順序	質 問 事 項	質 問 者
10	1. ボランティア（地域活動）ポイント制度の導入を！ 2. 期日前投票の充実を！ 3. 小中学校の学期制について	石 内 國 雄
11	1. 都市計画道路と六分前橋線の与六分以南の道路について計画及び方向性は？ 2. 行政で地域の伝統芸能を町の歴史ある財産としての位置付けで保存できないか？ 3. 個人住民税の給与からの特別徴収納入の仕方について 4. 玉村町に宿泊施設を誘致	川 端 宏 和
12	1. 小中学校に関する諸問題について問う 2. 文化センター周辺の住宅団地に関する諸問題について問う	町 田 宗 宏

◇議長（高橋茂樹君） 一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） 傍聴の皆さん、こんにちは。大分長らくお待たせしてしまって、余りにもいろいろ議論を町のことを思っていた人が多かったもので、時間がちょっとオーバーして済みません。

きょうから12月議会が始まりました。アメリカ大統領選では、史上最大の番狂わせとなり、世界中が戸惑っているところです。イギリスのEU離脱を初め、欧州のフランスやドイツ、ベルギー、オランダ、オーストリア、それにイタリア等の国々でも、ポピュリズムの嵐が吹き荒れております。トランプ氏旋風とでも言うのでしょうか、我が国日本はどうでしょうか。国会で急いで決めたTPPも、どうやらすぐには実行されないようですし、ロシアとの北方領土交渉も大変難しいようです。

町長も就任10カ月を経過し、副町長も迎え、体制も整ってきたようですので、一般質問も一歩踏み込んで質問したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

第1として、公共施設の耐用年数、そして老朽化への対応についてですが、町内の道路は舗装道路となっており、他市町村に比べればトップクラスとなっておりますが、老朽化が進み、随所にひび割れ、でこぼこが多く見られ、センターライン、標示マークが消えかけているところが大変見受けられます。このような道路は、いつになったら完璧になりますか。

また、建物や橋梁等についても、今後の補修、改修についても伺いたいと思います。

そして第2に、利根川新橋、板井のところへかかる橋の早期実現に向けての対応について、以前も

質問しましたが、いまだ一向に事が進んでいないようであるが、どうなっているのですか。前橋市や高崎市の協議会は設置できたのか、年に1度くらいの顔見せぐらいでは前進しません。町として本気でやる気を出して、県道24号線、高崎伊勢崎線以北の土地、幅25メートル、長さ300メートル、利根川堤防までです。面積にして7,500平米、反別にしますと7反5畝を早急に買収しなければ、半世紀たっても橋はかかりません。平成30年度には日赤も開院いたします。既に千代田町では、利根川周辺にのぼり旗を立てて、埼玉県行田市まで巻き込んでアピールしている状況です。町当局及び関係者は、どのような対応をしているのか伺いたいと思います。

第3に、町内の社会奉仕、今、英語では自然にボランティアと言っています。活動について、行政ではきめ細かいことができず、ボランティアに依頼するところがあると思いますが、どのような業種が行政に役立っているのか、またその活動はどのくらいの組織で活動しているのか、奉仕活動は一人でも行えるよう、腕章のような表示があれば、より活動しやすくなると思うが、町当局の意見を伺います。

以上、3項目ですが、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 笠原則孝議員のご質問にお答えします。

1番、公共施設の耐用年数、老朽化への対応についてお答えいたします。道路、橋梁の多くは、高度成長期に整備され、老朽化が目立ってきています。道路については、現在の社会状況の中、一度に全て整備することは財源を逼迫する状況にありますので、完璧にするのは難しいと考えています。今後も道路補修は費用対効果等を考慮し、的確に対応していく所存です。

橋梁については、平成30年度までに点検を行う予定でいます。その後は、5年に1回の点検を行っていきます。点検の結果により、修繕工事を随時行っていきます。

また、センターライン、標示マーク等が消えかかっている箇所が見受けられる件でございますが、毎年8月に行っている通学路安全点検で上がった箇所や、区長さんを初め住民の方から情報をいただいたり、当町でパトロールを行った際に確認したりした箇所の中から優先順位をつけて補修を行っておりますが、予算等の兼ね合いもございますので、翌年度へ繰り越す場合もございます。また、一時停止線、とまれの文字、追い越し禁止中央線などは、交通管理者である公安委員会の所管になりますので、破損等の情報が入った場合には、速やかに所轄の警察へ連絡をしております。

町といたしましては、道路管理者の立場で安全、快適な交通環境を提供できるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

次に、建物の今後の補修、改修についてご説明いたします。現在、玉村町公共施設等総合管理計画を策定中であり、この計画は、当町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるものであり、今後策定する個別施設計画の指針となるものでございます。個別施設計画には、

道路や橋梁のほか、公共建築物、上水道・下水道及び公園について定めることとし、公共施設それぞれの計画を策定してまいります。今後は、個別施設計画に基づき、公共建築物などを計画的かつ効率的に補修、改修を行い、予防保全型の維持管理が行えるよう努めてまいります。

次に、利根川新橋の早期実現に向けての対応についてお答えします。

まず、ご質問にあります利根川新橋は、玉村町側を玉村都市計画道路与六分前橋線といい、東毛広域幹線道路から主要地方道高崎伊勢崎線までの間について、既に4車線分の用地を確保し、現在、暫定2車線で供用を開始しているところでございます。

一方、前橋市側を前橋都市計画道路朝倉玉村線といい、主要地方道前橋玉村線交差点から利根川左岸までの間について4車線のうち2車線分の用地を確保し、供用している状況となっております。

ご質問にあります主要地方道高崎伊勢崎線から利根川堤防までの区間の用地買収についてですが、この区間は堤防に向かって上り勾配となります。したがって、玉村町地内のこの区間と、利根川新橋区間は一体の事業で整備することが望ましいと考えております。

現在、前橋市、高崎市及び玉村町の関係者で、県央南部地域連絡道路新橋建設促進協議会を組織化しており、前橋市側にある主要地方道前橋玉村線交差点より南につきまして県道昇格を目指し、県に対して要望活動を行っております。特に利根川にかかる新橋を含む区間につきましては、建設促進区間として要望しているところでございます。また、県の道路ネットワークの路線に位置づけてもらえるよう、県の各計画の改正の際には、あわせて要望を行っているところであります。いずれにしましても、利根川への架橋ということは簡単なことではありませんが、行政、議会など関係者一丸となって推進していきたいと考えておりますので、より一層ご理解とご協力をお願いします。

次に、町内の社会奉仕（ボランティア活動）についてお答えいたします。町内には、さまざまな組織や団体が、その活動の目的に沿ったボランティア活動を行っております。協働のまちづくりの視点でのボランティア活動では、岩倉水辺の森有効活用プロジェクトや玉村町国際交流協会による多文化共生事業が挙げられます。岩倉水辺の森有効活用プロジェクトは、岩倉自然公園水辺の森を愛する会により行われており、現在、会員数は17名で、岩倉自然公園における環境保全、整備活動、公園利用促進を目的として公園管理の一部を住民参加型の自主活動により自然公園としての活用を図っているものであります。

玉村町国際交流協会は、現在、会員数は、法人を含め26名で、日本語能力の習得を目的に玉村町在住の外国人を対象とした日本語教室や交流イベントなどを開催し、在住外国人と日本人住民との親交を図り、在住外国人が玉村町で日常生活を送る上で支障のないよう、多文化共生への取り組みを進めております。どちらの事業においても町単独で行うことは難しく、活動団体の自主的なきめの細かい活動により成り立っている協働事業であります。

町内でボランティア活動を行うに当たっては、団体、個人を問わず、住民活動センター「ぱる」へ登録をし、活動における相談や情報交換などを行うことにより、自分に合った活動方法や活動場所な

どを見つけ出すことができます。個人で「ぱる」へ登録を行った場合には、いずれかの団体に所属するか、団体と共同で活動を行うことになるかと思いますが、より活動しやすい状況をつくる場として利用していただきたいと考えております。

また、福祉に特化したボランティア活動は、玉村町社会福祉協議会で取りまとめております。ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアの登録、あっせん、研修などの事業充実やボランティア連絡協議会の活動促進など住民参加型の在宅福祉サービスを促進しています。例えば、在宅高齢者向けの理髪ボランティアや給食サービス、児童生徒向けの福祉体験、雪などによる災害時救援活動などで、さまざまな活動が行われております。

活動方法として、社会福祉協議会がかかわって活動をするときは、各個人が写真入りの名札をしておりますが、各団体で自主活動をするときは、名札や目印がない場合もあります。ボランティア活動に多くの方が関心を持ち、協力していただいておりますが、ボランティア活動は各団体や個人による奉仕の精神による自主的な活動がもととなっており、それぞれに任せているため、一人でもボランティア活動がしやすくなる手段など、町としてよりボランティア活動がしやすくなる方法などは今後研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、第1番目としまして公共施設の老朽化、この件なのですけれども、やはり道路との関係がありまして、ことしも何かちょっと目の届かないところで陥没してしまって、そこで賠償金の支払いが3件ほど生じてしまったというようなことがあって、ですからこの辺のことも絡んで、そしてまた、この辺をいち早くどうしたら見つけれられるかということになりますと、町で夕方、青パトが回っていますよね。あれ2台ぐらい回っているのですか。誰でもいいよ、生活でもどこでも。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 青パトについて、ちょっとお答えいたします。一応3台ございまして、今現在、定員は10名なのですけれども、9名の方でやっておりますので、3台丸々出るときもありますし、2台のときもありますけれども、基本的には3台で回っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それで、青パトが3台も回っていると。そして、自転車で回っている方もおられますよね。何でそれだけでも回っていて発見ができなくて、3日間も置いてしまったかというのがまず第一の問題なのです。

その辺はそれとしまして、この道路の、玉村町の町道、これは全部町道と名のつくもので、私が申しましたけれども、調べたら舗装率は非常にいいということなのです。これ長さとしては、どのくらいあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） こちらで把握している実数につきまして、実延長、道路というのは交差部分があるのですけれども、それは一つの路線としてカウントしますと326キロメートルということで、こちらでは認識しておるところでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） ちょっとあれですよ、千葉市から、ディズニーランドから帰ってくるくらいの距離の長さを玉村町が持っている、長さにしますと。そういうわけなのです。その中で、先ほど申しましたように、今度でこぼこになったり、ペイントが剥がれたりいろいろあるのですけれども、この予算を見ますと、年間で4,000万円ほど上がっているのですけれども、これ4,000万円ですずっとやっていくと、何年たったら住民の皆さんがでこぼこではなくなったよねと言うようになるのですか。ちょっと都市建設課長にお伺いしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） これはあくまでも総務省のほうで更新の試算ソフトというのがございまして、一般道路につきましては平米当たり4,700円という数字を提示しております。玉村町において、先ほど326キロメートルというふうにお話しさせていただきました。これは延長部分でございまして、面積を集計しますと、それぞれ4メートルとか5メートルとか6メートルあるわけでございますが、総勢177万6,510平米というふうにこちらの調査では数値を持っております。単純に掛け算をいたしますと83億5,000万円くらいかかってしまうという、これはあくまでも試算であって、先ほどあった170万平米を全部やった場合についての試算でございます。当然全部が全部一遍にかかるわけではございませんので、それだけ一度に必要な金額を要するわけではございません。

ただ、先ほど予算のほうの関係ございまして、当初予算で4,000万円ということでやっておるわけでございますが、今年度につきましては議会のほうのご理解もいただきまして、当初が道路の補修費については4,000万円、9月補正で4,500万円、また今回500万円ということで、例年よりも予算のほうを大変多くいただいているという事実がございます。これだけ確かに延長面積がございます関係で、傷むという場所が全域、特定の場所で、交通量が多いということももちろんあ

るのですけれども、いろんなところで傷みが出ているという実態がございまして、これは地元の区長さん、議員さん初め、住民の方からこちらのほうが傷んでいるというような報告を適宜いただく中で、緊急的な穴埋めという作業ももちろんございますし、ある程度延長を区切って全面的に改修すると。そのような対応を図る中で、鋭意交通に支障がないように努めているつもりでございますが、なかなかどうしても隠れた部分といいますか、そういうところが出てしまうというのが現状でございまして、こちらとしても一生懸命支障のないように努力しているというのが実態でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今、聞きましたら、全部やるのに83億円かかると。何と玉村町の予算の80%ぐらいいってしまうということですよ。それで、年間においては4,000万円プラスまた4,000万円、約8,000万円、1億円弱の予算でもって玉村町の道路維持をしているということです。これはあくまで道路です。

そうしますと、次に言うのが橋梁なのです。玉村町で10メートル以上の橋梁、5メートルとか短いのは、その辺が何とかなるのですが、これ10メートル以上の橋梁になりますと何本ぐらい玉村町はかかっているのでしょうか。また、その老朽ぐあい。この間もテレビを見ましたら、埼玉県神川町、今、埼玉県の場合も大分橋が壊れているということで、橋梁点検、これをやっていたのですが、何か委託でやっているとお金がかかるらしいです。だから玉村町も、私が常々申したように、土木、建築関係は専門の人間を入れたらどうかというのを提案しているのですけれども、まだ一向にそのようなことはないので、やっぱり埼玉県も講習しているわけですよ、呼んで。当玉村町においては、そんなに山間部があるわけではないけれども、10メートル以上の橋についてちょっとお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 橋梁につきまして、今10メートルというような限定的なお話あったのですけれども、町のほうで今回、点検及び補修のほうの対象としまして、橋梁の長寿命化計画という話が、これ補助対象になるという話でございまして、基本的には2メートル以上というようなものを対象とするということになりまして、こちらのほうで把握しているのが107橋ということになります。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それで、いずれにしろ公共的なものなので、できれば住民が不満がないよう

にやっていただきたいと思います。

それで、第2の問題としまして、次が利根川の新橋なのですけれども、いろいろ調べてみたら、これができたのが、都市計画の決定をしたのが昭和63年です。もう既に平成28年、何と30年近いのです。よく橋がかかるのには計画から50年かかると言っているけれども、50年かかったのでは生きていない人も大分出てしまうので、やはりこれ橋ができてきたのなら、これいろいろ見ますと、平成10年には一応要望書を提出して前橋市と話をしているわけです。このころの話をしたときは、何か市長が萩原さんだったらいいです。いいよということになったのだけれども、とろとろとろとろやっているうちに、この間も市長に行き会って、かけてくれよと言ったら、かけるのはいいけれども、玉村町もやる気がないからと、こう言われたのです。そのやる気のないのが、悪いけれども、本当にやるのだよというのであれば、道路の買収だと思うのですよ、くい打つなり。以前、確かにくい打ったのだよ、あそこ。昔、貫井さんのときは、ちょこっと。いつの間にかくいがなくなってしまって、何だから知らないけれども、不思議になってしまっているのです。

それで、早いところやはりやっていかないと、どうしても東のほうでもかけたがっていると。よく考えてみたら、東のほうを私行ってみましたら、あそこ450から500メートルぐらいあるのです、埼玉県側へ行くのには、千代田町のところは、もっとあるかな。板井へ行ってみたら、何と川の部分は200メートルないのです。だから先ほど町長が話したけれども、あそこから傾斜になるのだというけれども、橋をかけるとなれば、利根川へかける橋だったら一番短いと思うのです。だからその辺をアピールして、やはり県のほうへ持っていかないと、あれ上からはかってくれと。200メートルないですよ、本当に。この間、板井のところへ行ってみたら。だから、何でそんなに短い橋がかからないのだと。

それで、うそだか本当だからわからないのだけれども、玉村町のほうで協議会開かないで、何か経済で開くようなこと言って話し合いをしたのだけれども、全然進まない。そんなこと言っては怒られてしまうけれども、どこかで寄り合いして11月にやったらいいのだけれども、全然その進みぐあいもどうなっているかわからない。そんなことやっている、うそか本当かわからないこと言ってはうまくないのだけれども、六供のところのあそこにあるクリーンセンター、あの反対側もかけるという予算出ているのです。これ本当だか調べていかないと、あっちにかけたら、あっちのほうは早く行ってしまいますよ、正直な話。あれはなぜかという、前橋市独自でできるのです。対岸も前橋市だし、下新田だし。

だから、行政が違うという場合でも、やはりもう今まで私が言ったとおり、平成31年度には日赤の7階建てができてしまうのですよ、あそこへ。玉村町の皆さんも、正直な話、今の状態ですと、伊勢崎市民病院、ここから行きますと7キロからある。ところが、あの橋がかかると、前に言ったとおり5キロちょっとで行ってしまうのです。それで玉村町だけでなく、高崎市、藤岡市も含めて、やはり今後、早急にやってもらわないとだめですよ、本当に。皆さん知っているとおり、吉岡町がいいの

だ、いいのだと、昔やっていた都議選で落っこちてしまったどこかのおじさんがいたけれども、正直な話、では何で吉岡町がいいのだと言ったら、簡単なのです。上毛大橋がかかったから。それしかないのです。何で玉村町の人口が少なく、高低差があんなにある吉岡町が、吉岡町をそういうふうに言っただけで怒られてしまうけれども、存続ができて、玉村町が減少してしまっただけで、最後は何だかわけのわからないこと言っただけで消滅都市だなんて言葉まで書かれて、何だと思っただけでよく検討していったら上毛大橋がかかったおかげ。

あの上毛大橋だって、皆さんわかるとおり、前橋市から向こうまで自転車で行けないですよ、普通の人は。橋がすごくて、坂で。だけれども、あれだけの橋かけたのです。あの橋は、正直な話、玉村町の板井にかけるよりも倍以上あるのです。だからその辺は、悪いけれども行政の方々、県に話を聞くと、これは全ての人間が本気でやらなければ、玉村町はこれから人間をふやすのだ、子供をふやす、格好いいこと言っただけで、実際だめだ、住んでくれないから。どうしたら住むか。それは便がいいこと。便がよくなければ、やはり人口は減ります。その辺をよく考えないと、これだけの地の利のいいところないですよ、本当に。関越が来ていて、北関東が通っていて、どこへ行くと言っただけで、乗ると言っただけで、玉村町の人間は15分あれば高速道路へ乗れるのだから。

それが秩父のほうの人だったら、45分もかけたって乗れないのだから。だからこの辺をやはり来て、どうしたら住むかということは、この辺の社会基盤、ましてこれだけの条件がそろっている。今からつくってくれというのではない。反対側はできている。何で進めないのだという。言っただけで悪いけれども、やっている人間の能力がないと思うよ、これ。努力と能力足りない、これは。やっぱり今後、玉村町が本当に生きて、人口をふやして、あそこに200戸つくってやっていくのであれば、そのくらい早急にやっておかないと。そんなわけなので、町長に意見聞きたいのですが、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ただいま笠原議員さんから大分いろんなご意見を伺いまして、私も橋の必要性あるいは重要性というのは十分認識しておりますし、あそこに橋をかけて、今の日赤病院が移転した後のいろんな医療的なアプローチが、玉村町にとっても、あるいは高崎市にとっても非常にいいということもありますし、いろんな産業面におきまして、この354と、それから北関東道路のジャンクションということで産業面でも重要性が増すということは認識しております。

ただ、やり方に関しましては、いろんな方法があろうかと思っておりますし、それぞれにどういうふうにやったら早期実現がなるのかということをも十分考えながらやる必要があるというふうに思っております。そういうことで何もやっていないわけではありませんけれども、今まだ実現されていない、あるいはいつまでにどうというようなスケジュールができていないわけではありませんけれども、それぞれのところで皆さん方のご協力を得ながらやっておるということで、ご理解いただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今、町長から一生懸命努力するという事なので、できればもう来年中には協議会でも開いて、やはり前に進めるようにしてもらわないと。正直な話、この玉村町も沈没しないように頑張っていたきたいと思います。

そして、では次に、ボランティアのことでちょっとお伺いします。このボランティア活動、大分みんなが東北の大災害から何かボランティア活動をしないと人間ではないのだからという感じになってきて、やっているところです。そして、この玉村町においても、今、話聞きましたけれども、水辺の森あたりを皆さんの憩いの場にしようということで、大分ボランティア活動やっていると思います。それで目立つボランティア活動もあるけれども、また目立たないボランティアもある。

例えば、自分の住んでいるところの公園にちょっと草が生えてきたと。そういうときに、正直な話、簡単に言えば区長に電話して、あそここのところ草が生えてしまったから、植木がちょっと長いから切手くれと言えば簡単なことなわけですけれども、やはりやるのには、町は、町の間が来て、簡単なものならやるけれども、ちょっと難しいのだとすぐ業者。業者を使うとお金の支払いが生じる。ボランティア使ったのならお金の支払いは生じない。表彰状の一枚で済んでしまう。

そんなところで、ただボランティアやる人は、やる気はあるのですよ、聞いて見ると。ただ1人でやっている、「誰に言われてやっているんだい」、こういうふうに言われてしまうらしいです。だけれども、その方は、今言われたとおり、では「ぱる」に所属して、団体に入って、そこまですなくも私は本当に奉仕をしたいのだという人もいます。変な話、柿の木がいっぱい公道に落ちてきたら、自分でほうきで掃いておくとか、正直小学校のところへ行くと、これから桜の木が植えてあるけれども、前にいる、名前出すとあれだけれども、おばちゃんが一生懸命掃いている。何、ボランティア。いや、もうきれいにしないと子供がかわいそうだからということで掃いている。これはもう本当にボランティアだと思うのです。わずか1人でできるわけなのです。こういうふうに行っている人というのは、聞いてみるといっぱいいるのです。

ただ、中には正直な話、「誰に頼まれてやっているんだい」というお節介者がいるらしいのです。そういう人に限ってやらない人なのです、はっきり言って。やる人は言わないの、余り。やはりそういうことを言われると、やっていて気分がよくないからということで私が言ったのは、何か大げさに考えてしまうと、けがするから保険に入ってくれとか、社協の保険へ入ってくれ、いろんなことがあるけれども、軽いこと、ちょっとした草むしりとか。変な話、猫がひかれて死んでいても、そのままというのがあるのです。そんなのちょっと端へよけてくれたら。だからその後、カラスがちょこちょこ、ちょこちょこみんなやってしまう。だから、そんなのも簡単に片づけてもらえるように、もしそういう気持ちがあったら腕章か何かで、この人はボランティア活動をやっているというの、それでいいというのです。だから、そんなようなものをひとつ考えていただけないかと思っているわけですが、生活環境安全課長どうですか。わからない、言っていることが。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） ボランティアのほうは特にうちのほうではないのですけれども、確かに先ほど出ました動物の死骸だとかそういうところは事業団のほうにお願いして、除去等をしていただいています。そういうのを含めて、確かにボランティアの方が進んでやっていただければ、そういうのも一つの方法ではないかと私も個人的には思いますので、もしそういう方法があればちょっと検討していければとは思いますが。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） できれば早急に、簡単なボランティアでいいのだから、例えばパトロールなんかだとジャンパーありますね。あれではお金かかってしまうから、腕章なら幾らもかからないので、ひとつその辺を考えていただけますか。

まだまだ本来ならやりたいのですけれども、もう12時も回ってしまったし、傍聴の方々も腹減ってしまったと思うので、次はまた3月に回すとしまして、これで終わりといたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後は、午後1時30分に再開いたします。

午後0時9分休憩

午後1時29分再開

◇議長（高橋茂樹君） ただいまより再開いたします。

○発言の訂正

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長より発言を求められておりますので、それを許します。

経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 済みません。貴重なお時間をいただいて申しわけございません。

先ほど条例の制定のところで、齋藤議員よりご質問いただきました利害関係を有しない者等の規定もしたほうがいいのではないかという質問に対しまして、規則だか上位法だかちょっとはつきりしなかったのですけれども、大変申しわけないのですけれども、事実といたしまして、これは農業委員会等に関する法律の中、つまり上位法の中で利害関係を有しない者を含まれるようにしなければならないというふうに明らかに義務規定として記載がされております。

それから、関係して若い人ですとか、女性ですとか、そういったことの登用、そういったことにも

配慮しなさいというようなことが上位法で定められております。そんな関係で、町としては条例の中には規定はいたしません、もうそのようになっていくということでご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。先ほどは多分違ったことを言ったような気がしますので、訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、一般質問に入ります。

1 番月田均議員の発言を許します。

〔1 番 月田 均君登壇〕

◇1 番（月田 均君） 議席番号1 番月田均です。議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

傍聴人の皆様、お忙しい中、ご出席いただき大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

ところで、11月9日のアメリカの大統領選挙、想定外の結果になりました。想定外というのは、いつ起きてもおかしくないということを改めて感じた一日でした。この選任された次期大統領、不安もあったのですが、案外常識人ではないかなという感じがして、ひとまずは安心しているところです。

玉村町議会の結果というのは、世界情勢に影響することはないと思いますが、玉村町の住民には大きく影響します。頑張って一般質問をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問は5項目、正午のサイレンの復活、東部スポーツ広場バーベキュー場の予約制、屋外広告物規制に向けた動き、玉村町環境基本計画の後期計画への取り組み、そしてカーブミラーの交換についてです。

では、第1の質問、正午のサイレンの復活について。正午のサイレン、平成24年4月1日から月1回に変更になりました。しかし、毎日に戻してほしいという意見が農業関係者だけでなく、一般の住民からも出ています。生活空間にその音を必要とする人が相当数いるということです。サイレンが消防機器の点検だけでなく、住民生活にも役立っているということです。また、災害の少ない玉村町と思っていましたが、災害はいつ発生するかもしれません。他人事ではありません。サイレンは住民の防災意識の向上にも役立つと考えます。復活について、町の考え方を伺います。

続いて第2の質問、東部スポーツ広場のバーベキュー場予約制導入その後について。東部スポーツ広場のバーベキュー場の利用者は増加傾向にあり、土日、祝日などは大混雑になっていました。その対策として、ことしの4月から予約制に変更になりました。その結果は、どのように改善されましたか。また、課題があれば、課題についてもお聞かせ願います。

続いて、3番目の質問です。屋外広告物規制に向けた動きについて。町の景観に対する施策は、町の魅力を増すことであり、屋外広告物規制に向け動き出していると思いますが、現状の進捗状況をお聞きします。

また、無許可等違反広告物が見受けられます。伊勢崎土木事務所が現地調査、立地状況を確認後、

行うことになっていましたが、その後の進展についてお聞きします。

続いて、第4の質問、玉村町環境基本計画後期計画の作成について。平成23年に玉村町環境基本計画が作成されてから5年が経過し、後期計画の作成が急がれています。平成23年の作成時と比較して、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。町を東西に走る広幹道が開通し、町の交通量が増加しています。また、環境に与える影響が大きくなっています。さらに、屋外広告物規制に向けた動きも始まりました。従来の取り組みだけでは不十分と考えます。玉村町のよりよい環境をどのようにつくっていくのか、どのような町を目指そうとしているのか、それが後期計画にどう反映されているのかお聞きします。

第5の質問、カーブミラーの交換について。今後設置するカーブミラーは、アクリル製から強化ガラス製に変更になりました。その結果、画像が確認しやすくなると思われます。ところで、既存のミラーで、古くなり画像が確認しにくくなっているものが見られます。今後、対応が必要と考えますが、町の対応をお聞きします。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 正午のサイレンについてのご質問にお答えします。

現在、消防団員の招集は消防サイレンと電子メールの2つの方法で行っております。携帯電話の普及に伴い、全団員がメールアドレスを所持し、火災発生、第1・第2出場等の確認の主流は、消防サイレンから電子メールに移行し、定着してきました。社会における情報伝達手段は日々進化しており、現在の電子メールでは添付資料として火災発生場所に係る地図情報も伝達しており、消防団員の火災現場への早期到着並びに迅速な救助、消火活動に大変役立っている状況であります。

ところで、現在、玉村町の消防サイレンに係る試験吹鳴は、伊勢崎市消防本部の操作により毎月1回、月初めの正午に約5秒程度実施しております。サイレンの試験吹鳴方法については、過去において毎日正午に30秒から20秒へ、20秒から5秒へといった変更経緯があるようです。

さて、正午の消防サイレン吹聴方法の変更については、社会における就業形態の多様化、住環境保持に関する権利意識が昔と大きく変化したことも要因であると聞いております。人によっては、試験吹聴のみならず、緊急時のサイレンまでもうるさいと受け取る方が増加傾向にあり、仕事や睡眠、育児、闘病中などそれぞれのケースにより住民の方々の受け取り方が異なります。このため、県内自治体における消防サイレン試験吹聴の取り扱いもさまざまであります。

町としましては、正午のサイレンは、本来の消防サイレン機能の副産物と言えるものであり、伊勢崎市に消防事務委託を行っている関係もあるため、正午の消防サイレンの試験吹聴方法について、当面、現方式を採用してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。

2番の東部スポーツ広場のバーベキュー場予約制実施による成果と課題についてお答えします。東

部スポーツ広場のバーベキュー場については、ことし4月から予約制を開始しました。時期的に多くの人たちが活動的になり、バーベキューも盛んとなる4月から10月までの期間、土曜、日曜日、祝日を対象に予約による施設の貸し出しを行っております。全12サイト、12テーブルがあり、ゴールデンウイークあたりは多い日では全てが埋まり、120人ぐらいの利用がありました。前年度のゴールデンウイークと比べると、畑の前、家の前まで二重に駐車されるような状況は解消され、緊急車両等の通過にも影響のない周辺道路状況であり、警察の巡回も東部スポーツ広場の路上駐車対応に集中する事態は避けられたかと存じます。

ことしの予約対象日の利用については、ゴールデンウイーク中が最も多く、4月から8月中の利用が多くありました。予約期間中、天候等に左右されますが、利用者のない日もありました。予約制については、前日までの予約を総合運動公園で受け付けます。平成27年9月のシルバーウイークに試行的に、ことし4月からは本格稼働を開始いたしました。町ホームページ、広報掲載、現揭示物等により周知を図っておりますが、知らなかった等で予約がなく、当日訪れ、現地の係員から説明を受けるケース等もあり、課題としてはより予約制が周知されること、またバーベキュー後、やりっ放しで片づけずに、ごみや道具が放置されている等、マナーやモラルに欠ける残念な状況等も挙げられ、より快適な公園の利用につながるよう周知に努めたいと考えます。

次に、景観に関する進捗状況についてお答えします。景観計画は、今年度と来年度の2カ年で策定を予定しております。今年度は現況把握、景観アンケート調査、課題整理などの計画策定に向けて下資料をまとめる予定となっております。11月に町内1,000人に対しアンケートを実施し、現在、回収を進めているところであります。年度内には集計分析を行いたいと考えております。来年度には、この下資料をもとに、将来像、基本目標及び基本方針、さらには景観条例の案作成にも着手していきたいと思っております。

その後の屋外広告物規制業務については、多大な人件費、業務量の拡大が伴うものとなりますので、これらの計画を策定した後、業務体制の構築が前提となりますが、調査検討してまいりたいと思えます。また、無許可等の屋外広告物に対しては、6月議会の一般質問で答弁したように、事務を所管しているのは伊勢崎土木事務所であります。現在、幹線道路を中心に調査を進めているとの報告を受けておりますので、今後も連絡をとっていきたいと思っております。

次に、玉村町環境基本計画の後期計画への取り組みを問うとのご質問にお答えいたします。町では、平成23年度に玉村町環境基本計画を策定いたしました。策定後、ご質問のように広幹道が開通するといった状況の変化があり、車の流れや交通量の変化が生じています。交通の変化によって、それまでにはなかった音等が発生している地域もあり、町としても注意して状況の把握を行いたいと考えております。

さて、23年度に策定した環境基本計画の計画期間は、平成32年までとなっております。現在5年が経過し、後期計画を策定しております。計画の中では望ましい環境像として「酸素自給率の高いま

ち」を掲げています。町の環境を守り、目標を達成するため、地球環境の保全、生物多様性の確保、循環型社会の構築、環境保全の取り組み促進、環境教育の促進という5つのテーマを設定し、それぞれのテーマに沿った施策を行うこととしております。よりよい環境となるよう施策を進めてまいりますが、地球環境の保全といった広範囲での課題は、これまでの施策を継続して進めていくことが必要であると考えております。

また、町、事業者、町民の方々が、それぞれの立場で少しずつ環境保全につながる取り組みを進めていくことが肝要であると考えます。このため、環境の保全という全体的な案件では、これまでの施策を継続して取り組み、公害などの個別の案件については、その都度対応していきたいと考えております。

続きまして、5、劣化の激しいカーブミラーの交換を希望するとのご質問にお答えいたします。月田議員のご質問にもありますとおり、既設のカーブミラーの中には、昭和の年代に設置されたものもいまだ数多く残っており、老朽化に伴って視認しづらくなってきているものもごございます。その対応についてでございますが、町職員や町の防犯パトロール隊員が巡回時に確認したり、区長さんや町民の方からお知らせいただいた際には、遅滞なく現地に向かい確認したりし、緊急性の高いものから順次、強化ガラス製のカーブミラーへと交換を進めております。町民の交通安全を確保するためにも、老朽化だけでなく、角度が悪いなどカーブミラーが視認しづらい箇所がございましたら、生活環境安全課へ情報をお寄せいただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、自席から質問をさせていただきます。

正午のサイレン、当面現状でというふうなお話でしたが、私が消防署の近くでサイレンの音を録音してきましたので、その音を少し聞いていただきたいと思います。ちょっとお待ちください。

場所は、玉村消防署の南350メートル、上飯島の住宅です。消防署のサイレンが見える位置で録音してきました。では、入れてみます。

済みません。議長、この録音を放送してよろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） はい。

◇1番（月田 均君） では、放送させていただきます。あと10秒ほどお待ちください。

〔録音再生〕

◇1番（月田 均君） こういう音なのです。余韻が1分以上続くということだったのですけれども、騒音のレベルが70から80デシベルということでした。皆さんは、どう感じました。私は、近くの住民に話を伺いました。結果は、ぜひサイレンを復活してほしいという方が3名です。40代、50代、70代の女性がいました。別にうるさくも何でもないという方が女性2名、50代の方がいました。

うるさくないと言えようそになる。しかし、そのサイレンを吹鳴することがいいか悪いかどちらとも言えないという方、男性1人がいました、結果、こんな感じなのですけれども。

1つは、生活環境安全課長にお聞きしますが、サイレン、うるさいという話を聞くのですが、玉村町のどこで発生した音か教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） そのサイレン、うるさいというお話があったということなのですが、結構何年も前の話ということで、ちょっと確認はとれていないのですが、地区とすると上陽地区であったという話は聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 上陽地区ということですね。今は、上陽地区は吹鳴していないのですが、私いろいろ聞いてみたのですが、どうもこれは伊勢崎市内から出たような感じなのです。伊勢崎市内の消防というのは、もう消防署があって、道を隔ててすぐ相手側に住宅があるところが多いのです。伊勢崎市の北区というところがあるのですが、伊勢崎市の北小がある、そこです。そこは、伊勢崎市の議員に聞いたのですけれども、区画整理でうちが消防署の近くになってしまったと。うるさいので直してくれと。議員の方が、それを動いて停止させたという話があるのですが、いろいろ聞いてみると、やはりこれは玉村町というよりも、伊勢崎市で発生した問題である。ただ、伊勢崎市に消防を委託している関係で、玉村町も5秒とか月1回になってしまったというようなことではないかと思うのです。

県内のサイレンの吹鳴状況を調べてみました。前橋市と桐生市は、毎日吹鳴しています。前橋市が10秒、桐生市が15秒。桐生市に確認したのですが、以前、うるさいという話があったのですが、やはりこれ住民の防災意識の向上だとか、消防士の士気向上ということで必要だということで理解してもらっているという話でした。やはりただ消防機器の点検ということだけでなく、別な意味もあってやっているのだなと感じるわけなのですけれども。

実は、ここに「たまむら歌留多」というのを持ってきたのです。この中身見ますと、非常に玉村町の文化とか地域、歴史とかよくできていて、私、非常にすばらしいと思うのです。特に気に入っているのが「龍頭の 姿現す 玉村町」、あと「二毛作 豊に実る 米と麦」、すばらしいと思うのですけれども、そこでちょっと課長さんにお聞きしたいのですけれども、あで始まる読み札は何かということ。誰に聞こうかな。やっぱり生涯学習課長、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 「朝晩の 時の鐘告げる 神楽寺」ということになると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、さで始まる読み札を教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） さにつきましては、「サイレン鳴り 百五十五の魂 消防団」となっております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 合格です。特に神楽寺の檀家の人に聞いたのです。今も本当についているのですかと聞いたら、朝6時と夜6時、朝は檀家の人交代だと。夜6時は住職がついているということです。毎日やっているということです。となりますと、「サイレン鳴り 百五十五の魂 消防団」というのをもし月1回しかやっていないとすれば、これはやはり「たまむら歌留多」、偽りあるということになると思うのです。その辺はよく頭に入れておいてもらいたいと思います。

正午のサイレンというのは、吹鳴する市町村が減少傾向なのです。太田市というのは、昨年12月14日までは毎日、約10秒吹鳴していました。ところが、昨年12月15日からはもうやめたということです。昭和村も、昨年から中止しているのです。しかし、中止した地域というのは、防災行政無線が既に存在していたり、新たに設置したりしているのです。境町や赤堀は月1回5秒なのですが、防災行政無線は以前からあります。昭和村は、ことしから整備しているということです。さらに大泉町、これは太田広域ということで、昨年12月から吹鳴は中止しているのですが、来年の1月に防災行政無線の運用を開始するということが新聞に出ていました。やはり単にやめるということではなくて、皆さん、いろんなほかの地域は対策案を検討しているということなのです。

私は考えるのですが、防災は行政の重要なテーマだと。玉村町は、防災行政無線の設置の計画はありません。サイレンを毎日正午に吹鳴して、消防団員の士気向上と役場の職員、我々議員、そして住民の防災意識のさらなる向上を目指したらいいのではないかと考えているわけです。私は、サイレンの吹鳴を調査しながら、サイレンの吹鳴というのは単に防災だけでなく、住民生活の一部になっているということです。一部に言われているような嫌われ者ではないということです。サイレンのファンというのがいるのです。月1回鳴るので、楽しみにしているという方がいました。私は驚いたのですけれども、こういったことを強く感じたわけです。サイレンを鳴らせない町より、サイレンを鳴らせる町のほうがいいと。やっぱりいい町とはそういうことだと思うのですが、町長の考え方をお聞かせください。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） サイレンに対する感じ方というのはいろいろあると思いますが、今、議員のお話にありましたように、防災という観点から必要だというご意見も理解できますので、今後、いろんな方の意見を聞いた上で検討させていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） ありがとうございます。

水戸黄門というのがあるのですが、あれは助さん、格さんを連れて地方を回ったということで、その地方の状況がよくわかるのですが、町長もどなたか課長さん2人ぐらい連れて、サイレンのことでなくて、町の状況はどうだという話聞きながら、このサイレンの話を聞いてもらえればなと思うのです。我々が考えているのと全く違う回答が得られると思うのです。私も驚きました。そんなにやっぱりサイレンというのは価値があるのかなと思うので、ぜひどうか。町の人はどうかということとを直接聞いていただいて、いい結果にさせていただきたいと思います。

続いて、東部スポーツ広場バーベキュー場の予約制ということで、確かに非常に以前は混乱していたのですが、そういう面が改善されて私はよくなったなというふうに感じているのですが、実際行ってみますと、4月、5月は満杯なのですが、もう6月、7月ぐらいになると、12テーブルがあるのですけれども、2つとか3つとかしか来ていないのです。いろいろ聞くと、やはり予約制というのが非常に大変ということなのですが、特に下之宮から玉村町の一番西の端まで予約もらいに行って、また帰ってくるということになると非常にハードル高いのですが、予約制は非常にいいと思うのですが、予約制の改善をどうするかということで、その辺は都市建設課長、何か考えているでしょうか、お聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 予約制、特に予約場所の関係でございますが、この28年の4月から予約制については実施しております。今、言われたとおり、広報でもお知らせをしているところですが、予約につきましては今、月田議員のおっしゃったとおり、電話予約ができなくて、直接総合公園のほうに予約をしていただいているという状況でございます。予約につきましては、現地に管理小屋というのがあるわけでございますが、基本的には常駐ではなく、管理のほうのための話でありまして、一つの可能性としては、その場所で予約ができればいいというような話は当然私のほうも理解はできますが、現実問題としては4月から始めたということもございます。しばらくはこのような形で様子を見てみたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） はい、わかりました。あと半年とか1年見て、いい考えを出していただきたいと思います。

続きまして、景観条例、屋外広告物規制についてのことなのですが、計画を立てて、条例作成するという話がありました。ぜひそういった形で実施していただきたいのですが、具体的に最終的には屋外広告物条例施行というところに行くはずなのですが、それまでの日程を現在でいつまでいつと、はっきり計画を立てて実施していただきたいと考えているわけです。一つ一つ条例をつくりながらでなくて、最終的な条例はいつだということを3年後とか、そういう具体的な日程を決めてやっていただきたいと思います。

ところで、平成24年の3月発行「広報たまむら」に次のように記載されておりました。屋外広告物を表示するには、知事の許可が必要です。許可申請には手数料がかかります。申請手数料を調べてみると、3年ごとなのですが、1平方メートルごとに480円、表示面積限度3.3平方メートルで計算すると1,584円、両面もありますので、両面の場合には3,168円ということになっています。無許可の広告物は、このお金を払っていないということで、明らかに条例違反です。これは罰則規定もあるのです。最大で1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということです。都市建設課長にお聞きしますが、町内には屋外広告物はどのくらいあるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 町内の数については、大変申しわけありませんが、私のほうではちょっと把握していないという状況になります。申しわけありません。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 私も全くわかりません。ただ、私、一部地域を前の一般質問でも話したのですが、福島橋を渡った三叉路、あの地域は第二種中高層住居専用地域ということで、限度が2平方メートルの大きさなのです。小さいのです。その広告までしか表示できないことになっているはずなのですが、2平方メートルを超えているものが相当あるということです。また、玉村町の玉村大橋の北側の十字路、これは第一種住居専用地域ということで、3.3平方メートルを超えたものはだめだということで、これもクリアしていないのが大変あるということで、はっきり言えば広幹道沿いにも相当量あるという話は聞いています。みんな無許可、多くものが無許可だということです。

町も広いもので、伊勢崎土木にお願いしているということなのですが、ある一定地域を限定して伊勢崎土木に要請して、そこを重点的にやるというようなこともやっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） 屋外広告物の看板の関係でございますが、6月にもご質問いただき、今回につきましてもご質問が出ております土木事務所の現地調査、それに基づきまして伊勢崎土木事務所に照会をしたところ、回答がこのように出ました。今から申し上げます。土木事務所、こちらの現地調査は終了しましたと。確認結果、看板サイズ等、その辺のことにつきまして精度に欠けるものという話がございます、改めて広告業者等に照会し、違反かどうかの確認を行う予定と、そのような回答をいただいております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。引き続き調査をお願いいたします。

続きまして、玉村町後期環境基本計画について伺います。計画の取り組みについては理解できました。ところで、玉村町環境計画書というのがここにあるのですけれども、これが平成23年度に発行されているものなのですが、この36、37ページというの私見たのです。これ騒音規制の値が載っているのです。どうもこの値が、環境基準とは違うということなのです。環境基準は、昼間が70デシベル。ところが、ここに書いてある基準は75デシベル。5デシベルというのはどのくらいの違いかという、交通量にすれば3倍ぐらいふえないと70から75にならないということなので、非常にある意味では75デシベルというのは緩い基準なので、この辺は間違いなのではないかなと思うのですが、生活環境安全課長にお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

これも私もちょっと見させていただいたら、確かにその上のところに表がございまして、2—15という表なのですが、要請限度というところで昼間が75デシベル、夜間が70デシベルということで、その数字と同じ数字が下の表にも載っているわけなのですが、そちらの下の表のほうは環境基準というふうに出ていますので、こちらのほうは多分書き間違いというか、ミスで、上と同じ要請限度基準ということで、そちらのほうの言葉が入るということでございます。

ちょっとそちらの環境基準と要請限度、こちらのほうをお話しさせていただくと、環境基準とは騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準をいうということでございます。それに対しまして、要請限度とは、こちらのほうは自動車単体から発生する騒音の大きさの限度及び市町村長が都道府県公安委員会に、道路交通規制等の措置をとるべきことを要請する騒音の限度をいうということでございますので、正しくは字句のほうが要請限度ということで75デシベルと70デシベルということで記載のほうの変更を後期のほうでさせていただきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） というと、75デシベルは変更しないということですよ。

〔「そうです」の声あり〕

◇1 番（月田 均君） 実は、広幹道の騒音ということで2年ほど前から伊勢崎土木事務所といろいろ話し合いをしているのですが、伊勢崎土木事務所の騒音基準というのは70デシベルなのです。70デシベルを超えれば対策をしますよという話なのです。となると、やはりここに載せる値というのは要請限度でなくて、環境基準、これは環境基本法第16条第1項、騒音にかかわる環境基準という規定なのですが、この値を使うべきだと思うのですけれども、これ大変な大きな違いなのですね、どちらを使うかというの。この環境計画ということで名前からいって、これは環境基準を使っていってもらわなければ困るのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 私のほうも、ちょっと勉強不足のところもあるのですが、私の聞いている範囲では、こちらの要請限度のほう、こちらの数字を使うというふうにちょっと聞いていたものですから、こちらのほうだというふうな認識はございます。それは議員さんがおっしゃるお話がありますので、それも含めてちょっと勉強させてもらって、後期のほうに反映したいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） ぜひそういった形で進めさせてください。

最後に、カーブミラーの交換ということなのですが、カーブミラーは何カ所ぐらいあるというふうに町のほうでは把握しているでしょうか、設置箇所、個数。生活環境安全課長にお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

カーブミラーの設置箇所なのですが、台帳というのがございませんので、正確な数字のほうはちょっと把握はしていないのですが、1,000カ所以上、アバウトで申しわけないのですけれども、3,000カ所未満前後ではないかなというふうな認識でおります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） では、1,000から3,000というぐらいな感じですね。

それで、去年のカーブミラーの設置工事の実績を見たのですが、197万円ということ、1基当

たり10万円とすれば20基ぐらい交換とか壊れたとかいろいろあってやったかと思うのですが、従来どのくらいの費用をカーブミラーに予算として町はとってきているのですか、何か過去の記録があれば教えていただきたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、カーブミラーの予算の関係でちょっとお話しさせていただきます。平成23年度が、予算のほうですが223万円、24年が228万円、25年が220万円、26年が230万円、27年がちょっと少なく200万円ということなのですが、28年度におきましては287万円の予算をいただいて、箇所的には今年度は29カ所、修理とかもありますので、全部新設というわけではないのですが、29カ所を今のところ施工させていただいているということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。

実は、私が町なかを車でぐるぐるっと回ってミラーをいろいろ調査してきたのですけれども、南玉の南のほうだったのですが、ミラーが最初行ったときは壊れていたのですけれども、きのう行ったら直っていて、ああ、結構しっかりやっているなというので感心したのですけれども、私、榛東村の議会だよりを見る機会があったのです。その中でやはりカーブミラーについての劣化の質問がありました。それで、榛東村のほうに確認したところ、榛東村は交通安全理事という方が44名いて、その方が劣化や倒れているもの、あと木で邪魔になっているとか、そういうものを見ながらいろいろ対策をしているということなのですが、先ほどの回答だと、やはり交通指導員とかそういった方がいるということだったのですが、何かある程度限定して、あなた方にお願いしますよと、そういうことは町はできるのですか。余り多くの人に頼んでも、ミラーがどこまで悪いかわかりにくいのですよね、劣化状態が。あと限定された方に見てもらおうというふうなことは、考えているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

今、青パト隊ということで、現在9名の方がいらっしゃるのですが、その方が町内を見回っていただいているのですが、その方もカーブミラーについても見ていただいて、それで報告のほうも件数的には月に何件かちょっとわからないですが、報告いただいて、その都度確認をして対応をさせていただいているという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、そういったことで充実させてください。

ところで、私が先ほど町内を回ってみたということなのですが、1つは、条件としては非常に劣化が激しいということです。交通量が多いところ、あとはミラーがなくてもよく見えるところにもミラーがついているのです。そういうものは、もうなし。要するに塀とか植木があって見にくいという、その辺の条件で私が見て27カ所あったのです。これもそんなに厳しく見たわけというか、この辺はまずいのではないかということで27カ所ありました。後でちょっと資料をお渡しして、参考にしてもらいたいと思うのですが、例えばどういうところかという、役場の南側に道路がありますよね。あそこ東に行くと農協があって、JAがあって、そこ丁字路になっているのですが、あそこにやはりカーブミラーがある。ただ、あれ不思議なのは、右側に向いている。相当古くなっているのですが、右側のほうがよく見えるのです。なくても見えるところに向いていると。JAの看板なんかあって、電柱があってより見にくいところにミラーがついていなくて、そういうものはやっぱり直すというか、改善するかなということで27カ所選んできたので、ちょっと参考にして、カーブミラーの改善に結びつけてもらえればなと思うのですが、お渡ししますので、検討していただけますか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 貴重なそういうご意見いただいて、それをぜひ参考にさせていただいて、今後の修繕等に役立てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。よろしく願いいたします。

では、以上で質問を終わりにいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。2時30分に再開します。

午後2時14分休憩

午後2時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 議席番号2番渡邊俊彦です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

傍聴の皆様には、暮れのお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。早い

もので、師走、12月になってしまいました。振り返ってみますと、いろいろなことが起こっております。4月には九州熊本県で、10月には鳥取県で大きな地震が発生いたしました。甚大な被害をもたらしました。被災された方々には、心からお見舞いを申し上げますところでございます。

私は、前職が消防職員であったので、阪神・淡路大震災や新潟中越地震においては現地へ行きまして救助活動などもしましたが、熊本地震では東日本大震災や阪神・淡路大震災ほど甚大ではありませんが、改めて自然の恐ろしさをこの目で見てきました。というのは、経済建設常任委員会で10月に福岡県と熊本県へ視察に行く機会があったものですから、そのときに回って見てきたということであります。

この地域、玉村町においても、絶対安心ということはありません。地質学者によれば、この辺にも活断層があると言っております。気象変動においても、異常と言っても過言ではないように感じております。先月、11月だというのに積雪がありました。東京では54年ぶりだそうです、群馬県、この平坦地では観測以来初めてのようにあります。

世界情勢を見れば、11月に行われたアメリカの大統領選挙においては、多くのジャーナリストやメディアの予想に反して、あの過激な発言を繰り返している共和党のトランプ氏が、次期大統領候補に当選したのであります。これも、政治は一寸先は闇などという言葉もありますが、我が国日本を初め多くの国に大きな影響を及ぼすことではないかと心配されます。

アメリカのTPP離脱問題を初め、自動車の関税問題、また安全保障関係では、アメリカ軍の駐留経費の負担を日本に求めるなど多くのことが影響されるのではないかと危惧されるところでございます。

前置きはさておきまして、1つ目の質問に入らせていただきます。

有害鳥獣による農産物被害の現状と、その対策についてお伺いをいたします。玉村町においては、中山間地のように深刻な問題ではないかもしれませんが、野生鳥獣による被害はゼロではありません。イノシシや鹿のように大型の野生動物は出没してはいないようですが、タヌキやハクビシン等、またカラスやカモといった鳥類の増加により被害は発生していると思います。実態はどんな状況か、お伺いをいたします。

あわせて被害対策は、どんなことをやっているかお伺いをいたします。

近隣市では、イノシシが駅に入り込んだり、住居付近に出没したりしているのが現状であります、玉村町においては目撃情報、出没状況などはありますか、その状況をお聞かせください。

また、その野生動物を捕獲した場合、どんなふうに対応しているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、来年度予算についてお伺いをいたします。平成29年度の予算編成の時期になると思います、角田町長になって初めての予算編成になるかと思っております。町長選挙で公約に上げた事業実現のために重点を置く事業、優先順位について29年度に向けた方針をお伺いしたいと思います。

次に、次の質問3つ目に映ります。公共交通の整備についてお伺いをいたします。東毛広域幹線道路も4車線全線開通となりました。道路網が整備されたことは、我々住民にとって便利になったと感じているところですが、これを活用した公共交通の整備は進んでいないのではないかと考えますが、進捗状況と今後の予定についてお伺いをいたします。

次に、乗り合いタクシー「たまりん」の改革や見直し、路線変更を含めた改善を望む声を多く聞いております。町としては、今後、変更計画や改善計画はあるのかどうか、お伺いをいたします。

以上をもちまして1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 1番の有害鳥獣による農産物被害の現状と対策についてお答えいたします。

まず、野生鳥獣による被害の実態と被害防止対策についてですが、玉村町においては今までのところ有害鳥獣による農作物への被害は報告されていません。しかしながら、住民からの目撃情報や捕獲依頼などもあることから、猟友会に委託し、箱わなを設置するなどして対応しています。

次に、有害鳥獣の出没状況や目撃情報、捕獲状況、出没鳥獣の種類についてですが、玉村町内において比較的多く目撃され、実際に捕獲された鳥獣はタヌキ、ハクビシン、アライグマなどになります。イノシシの目撃情報も寄せられていますが、捕獲には至っておりません。以上のように玉村町においては、今のところ深刻な事態には至っておりませんが、近隣の市町村では被害が深刻化しているところもあることから、今後はさらに体制を整えていく必要があると考えております。

平成29年度予算編成についてにお答えいたします。渡邊議員さんご承知のとおり、本町における財政状況は土地区画整理事業や中央小学校大規模改修などの大型事業が続いたため、基金残高は2年連続して大幅に減少し、経常収支比率は90%を超え、財政の硬直化は続いている状況にあります。さらに、人口減少とともに確実に進行しつつある少子高齢化により、社会保障経費が増加するなど今後も厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような状況を克服するためには、第5次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープランを着実に推進し、本町は県央地域において安全で安心して暮らしやすい魅力あるまちを築いていく必要があります。そのため、平成29年度の予算編成に当たっては、本計画と歩調を合わせたものとするとともに、限られた財源、限られた人員で町の活力を高めるため、選択と集中の視点に立ち、5つの重点施策に取り組むことといたしました。

1つ目として健康で誰もが生涯活躍できるまちづくり、2つ目として交通の利便性や大都市に近接する特長を生かしたまちづくり、3つ目として子育てを支援し、若い人が安心して働けるまちづくり、4つ目として民間や各種団体と連携し、協働して行うまちづくり、5つ目として救急医療や防災・防犯が充実した安心のまちづくりでございます。

予算編成方針については、11月初めに庁内へ示し、各担当課における予算要求作業は始まってお

り、重点施策に関連する事業についても所管課との調整を行っているところでございます。平成29年度予算編成は、私の選挙公約と重点施策、これまでの行政課題に取り組む極めて重要な作業となります。選挙公約に掲げました町の人口増加と財政の健全化を実現させるため、事業効果を精査し、優先順位を見きわめ、玉村町の発展につながるよう、職員と知恵を出し合い、予算編成を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3番の公共交通の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、東毛広域幹線道路を活用した公共交通の整備についてでございますが、第5次玉村町総合計画後期基本計画では、道の駅玉村宿をバス路線の乗り換え拠点化することを視野に置きつつ、東毛地域の沿線都市と高崎駅等を連絡する急行バスの運行を検討することとしております。具体的には、国道354号線へ路線バス等を誘致し、その上で道の駅玉村宿などへバス停を設けるということとなります。引き続きこれが実現可能となるよう、他の沿線自治体や事業者等へ働きかけを続けてまいりたいと考えています。

次に、乗り合いタクシー「たまりん」の見直しや路線変更を含めた改善についてでございますが、ことしの5月から10月までの6カ月間、たまりんのバス停乗降調査を実施いたしました。その結果、玉村町役場から伊勢崎市民病院やまちかど広瀬方面へ乗り入れる伊勢崎直行便、玉村町役場から芝根方向をめぐる東コース、高崎高等支援学校方面をめぐる高崎直行便は、ある程度利用されていることがわかりました。また、その中でもよく利用されているバス停と、ほとんど利用がないバス停も見受けられましたので、路線再編の基本資料としたいと思っております。

また、バス停まで行くことができない移動困難者の対策として、当初は現行のたまりんのデマンド化を検討しておりましたが、他の自治体のデマンドタクシーの現状を調べますと、一度に1台の車両に何人が乗っているかを示す乗り合い率が低い傾向にあるため、タクシー事業者が所有する車両を活用することが適当であると考えられます。具体的には、高齢者等へタクシー券を配布し、タクシー料金の一部を助成する事業を検討しております。この事業は、県内では前橋市や吉岡町が先行して行っておりますので、よく参考にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それでは、1回目の質問に沿って順次質問させていただきます。

野生鳥獣の関係なのですが、カラスによる直接の農産物被害は余り大したことないとは思いますが、いずれにしてもトウモロコシだとか、植えたばかりのタマネギを抜かれたとかということがありまして、農家にとってはそういったことも大変迷惑な話で、直接数字にはあらわれないのですが、被害をこうむると営農意欲というのですか、農業をする意欲が減退したり、対策に要する労務、労働がふえたり、経済的負担がふえて、結果的には耕作放棄地がふえたりしてしまうわけでござ

います。有害な鳥獣がふえて、特にカラスなんかはふえますと、農産物に限らず、ごみの集積所を荒らしたり住民生活に及ぼしているのが現状かと思いますが、ちょっと外れて申しわけないですけども、そういったごみ集積所の荒らされた現状というのはどんな状況ですか。ちょっと外れて申しわけございません。生活環境安全課長かな。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、ご質問のごみステーションの関係でちょっとお答えさせていただきます。

鳥とかがやってきて散らかすということはあるかと思うのですが、基本的に網を置いていただいているので、ある程度の抑止力にはなっているかと思うのですが、動物も含めて、そちらが来ないように地元の衛生支部長さんを先頭に管理をしていただいているというのが現状かと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） そのように被害が農産物にいろいろとあるわけですが、有害鳥獣駆除ということで、予算書見ますと、予算も多分21万何ぼ予算計上しているようですが、その駆除はどんな駆除をしているのか。例えば、猟友会に頼んで、一斉にカラスの駆除をするだとか、あるいは猟友会の人たちが何人いるか知りませんが、狩猟免許を持っている人が何人ぐらいいて、そういった組織があるのか、お願いできないのか、その辺はどんなふうになっておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 猟友会につきましては、多分10名前後だっと思っておりますけれども、そちらの方にお願ひするというような形が基本になっております。カラスとイノシシ等ということである程度分けて考えておりますけれども、町長が狩猟のゴーサインといいますか、許可を出した上で、そういった方々に協力していただいているというのが実態でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） そうすると、事業21万何ぼの予算は、その猟友会の人に支払ってお願いしているということですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 20万円が主にカラスと、そういったイノシシ等のほうに、10万円ずつという、そういう想定になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) 捕獲道具とかも必要かと思うのですけれども、そういったほうには予算は使っていないのでしょうか。

◇議長(高橋茂樹君) 経済産業課長。

[経済産業課長 大谷義久君発言]

◇経済産業課長(大谷義久君) カラスの場合は、箱わなといいますか、猟友会のほうで持っているものがありますので、ただ、なかなか最近はそこには来ないらしいので、実際に猟銃を持って撃つというような作業をしていただいているようです。ほかの小動物等については、今、箱わなの大型のイノシシでも対応できるものを2基、町のほうで昨年の予算で用意をさせていただきました。ほかに小動物用には、さらに小さいのは犬の捕獲をするのと兼用のようなものなのですが、そういったものもありますので、要請があれば、そういったものを貸し出すといたしますか、設置をさせていただいて、猟友会の協力で進めていくというような状況でございます。

◇議長(高橋茂樹君) 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) その捕獲した動物は、どんなふうに処理しているのですか。ハクビシンなんか、多分殺処分というわけにもいかないかと思うのですけれども、その辺の法律とか絡みちよつとわからないのですけれども。

◇議長(高橋茂樹君) 経済産業課長。

[経済産業課長 大谷義久君発言]

◇経済産業課長(大谷義久君) 基本的には、正式な許可をもって捕獲したものについては、殺処分できるのだというふうに認識をしております。

◇議長(高橋茂樹君) 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) 町内でも話は聞くのですけれども、実際には捕獲して処分したという例はあるのですか。もしあるとすれば、どこで捕獲できたのか。実は見たことがあるので聞いているのですけれども、よろしくお願いします。

◇議長(高橋茂樹君) 経済産業課長。

[経済産業課長 大谷義久君発言]

◇経済産業課長(大谷義久君) まず、イノシシからいきますけれども、イノシシについては、最近はやっとないのですけれども、烏川の左岸といいますか、少し東のほうです。そちらのほうで目撃情報が結構ありまして、何とかしたいとは思ったのですけれども、なかなかそこまでは至っていないと。あと、ことしになってイノシシは藤川地内のかなり北のほう、ほぼ前橋市に近いところで目撃情報がありましたけれども、こちらはまだ捕獲も、全然そこまではいかない状況で、目撃情報があつた

ということでございます。

ほかにタヌキ、ハクビシン、アライグマ等につきましては、最近は余りないですけれども、過去にはありまして、殺処分をさせてもらった例も幾つかあると思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） いずれにしても、転ばぬ先の杖ではございませんけれども、対策をとって、そういった野生動物が被害を余り出さないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、きょうの一番最初の質問で笠原議員がしておりましたけれども、来年度予算にぜひ反映してもらいたいと思ひまして質問するのですが、与六分前橋線の延長の高崎伊勢崎線から利根川までの間、新橋が予定されているというか、希望しているところのせめて調査費とか、笠原議員は土地7反5畝だから買ってしまったほうがいいくらいな勢いだったですけれども、ぜひその辺について予算をつけられるかどうかをちょっとお伺ひしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 今、検討中でありまして、はっきりしたお約束はできませんけれども、全体的にはやはりもう少し積極的に町で新橋建設に関する態度をもう少しあらわしていくということは必要であろうというふうに思っておりますので、何らかの形で予算に反映させていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぜひお願ひをしたいと思います。

実は、昨年ですけれども、前町長時代なのですが、27年のとき、新橋にかかわる調査費ぐらい28年度予算につけていただけないかと、そんな質問をしたところ、答弁ではそこまではいきませんという答弁をいただいたものですから、時期同じくして、1年前の話なのですが、今質問させてもらったのですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町の都市計画マスタープランというのが先ほど町長答弁の中にもありましたが、その中に都市計画道路というのがたくさんあると思うのですが、特に上新田にかかわるところが我田引水で申しわけないのですが、滝川通り線、あるいは与六分上新田線というか、延長率がゼロなのです。芥田上之手線は、このときに発行したのではゼロになっていますが、もちろん今はそんなことございませんけれども、その辺について町長答弁、マスタープランに沿って来年度予算進めていきたいという話でございましたが、その地域性というか、路線別のことになるかもしれませんが、今私が申し上げたゼロのところについては何か考え、29年度に反映させる予定はございますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今のご質問ありました都市計画道路の関係でございますが、29年度に具体的に調査費とか、そこまでの予定は今のところちょっと考えていないというのが実情でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 担当課長が消極的では余計進まないかと思うのですが、町長はこれに沿ってなるべく進めたいというさきの答弁だったのですが、担当課長もやっぱりヒアリングに出すぐらいは出しておかないと、次の年に反映しないと思うのですけれども、とりあえず初めから予定はないと、そういうのではちょっと消極的過ぎると思いますが、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今、お話いただいた部分の関係で、町長のほうのお話は、新橋にかかわる道路の関係を調査費という話で答弁のほうをしていたかと思えます。ちょっと私が今聞いた渡邊議員の話は、与六分前橋線の西側、高崎市方面に向かってなのですけれども、そちらのほうの話の滝川沿線の話と、与六分上新田線の話ということで今質問のほうがあったかと思うのですけれども、やはりこれだけの道路になりますと、どうしても町単独の事業、単独費で事業を行うというわけにはなかなかいかないのが現状かなと思えます。齊田上之手線につきましては、たしか平成16年だったと思うのですけれども、事業認可を受けて、補助事業の形に乗ったことで事業のほうが無事スタートしまして、今年度で一応終了というような予定でございまして、なかなか都市計画道路、町内の今やっている与六分上新田線ですか、それについても基本は16メートルということで、4メートル、5メートルの町道をつくるような、そういう感覚での事業化はちょっと図れないというのが実態でございまして、当然都市計画決定されている以上、将来的には事業化を図ることが前提の法上の位置づけでございますので、今、担当が消極的だというお話をいただいて大変恐縮しておるところでございますが、来年度早々に着手するというような考えはちょっと持てないというのが実態でございまして、消極的というようなお話をいただいたところでございますが、担当の立場とすれば、繰り返しますが、都市計画道路を法的に位置づけた以上、当然事業化は視野に入れます。ただ、事業スケジュールの関係で1年や2年ではちょっとできないのかなというのが私のほうの思いというか、実態としての認識でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 苦勞してくださっているのはわかります。この都市計画道路というのは、事業認可とかそういったことはお話をしたのですが、予算というのは、これは100%自主財源の中からやる事業なのですか。補助金とか、その辺の絡みはどういうのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 事業財源の内訳でございますが、基本的に補助要件に合致する道路ということで補助事業、一般的には国の補助になるかと思うのですが、国のほうもいろいろ制度が変わっておる関係で、50%とか、55%とか、40%とかちょっといろいろ種類があるわけですが、基本的にはある程度の道路事業、太い道路、重要な道路については国の補助を期待する上での半分とか。ただ、制度上半分ということになって、制度上2分の1というふうに書いてある場合についても、国のほうの予算の状況、それからいろいろな状況の中で50%いかないケースも想定されるような事態もございます。基本的には、今、渡邊議員がちょっとお話しいただいたのですが、100%自主財源というか、町の税金でもって、例えば16メートル以上の道路をつくるというような決断はなかなか、補助事業というのがあるものですから、それに乗れるようであれば、基本的にはそういう財源を活用して事業化を図るといのが一般的な進め方になるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。ぜひそんなことで、時間はかかっても、引き続きお願いしたいと思います。

次に、同じ29年度予算編成の絡みなのですが、町長、選挙公約の中で子育て支援として病児保育の充実を挙げておられたようですが、町長は医者ですから専門家だと思うのですが、その辺のことについて具体的な考えはございますか。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 病児保育につきましては、浅見議員の質問の中にもたしかあったかと思うのですが、今現在、ファミリー・サポート・センターのほうで病気の回復期にありまますお子さんの面倒を見るというような、そういう制度はやっておりますので、そちらのほうで今は対応できているかなというふうには考えております。今後、また病気のお子さんを預かってほしいというニーズがふえてくれば、至急に病児保育のほうにも手をつけていきたいというふうには考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) 今の現状でいくと、改めて来年度の新規のことではないということかと理解しておりますけれども、いずれにしても限られた予算で最大限の住民サービスを行っていかねばならないのだから大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきますけれども、東毛広域幹線道路を利用した交通網の整備について、今、町長のほうから答弁ございましたけれども、バスの停留所を、道の駅玉村宿をバスの停留所にするとか、本当にいい話かと思うのですけれども、そういったこともバス事業者とか、あるいは国交省とかと調整なり、事務の進みぐあいなりはどんなふうになっているかお伺ひします。

◇議長(高橋茂樹君) 生活環境安全課長。

[生活環境安全課長 小林賢一君発言]

◇生活環境安全課長(小林賢一君) お答えいたします。

東毛広域幹線道路を利用した新しいバス路線とか、そちらのほうの関係でございますが、なかなかこれとって、例えば会議とか開いているというところまではまだいっていない状況でございます、これから進めていかねばならないというふうを考えております。

以上でございます。

◇議長(高橋茂樹君) 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) ぜひ情報収集とかして、できる事務はなるべく早くして、あるできた道路を利用して住民が便利になればよいかと思ひますが、またそういったことでバス路線ができて、仮に道の駅を停留所にして、たまりんとの連携がとれれば利用者もふえて、たまりんの利用者もふえて住民も便利になると、そんなふうを考えますが、もっと大きな話になるかもしれませんけれども、道の駅をバス停にして、高速バスの停留所にして、BRT(バス高速輸送システム)とまではいかないにしても、バス停をつくって、そういったことも利用することによって、成田とか羽田空港に行くのが便利になれば、利用者がふえて道の駅玉村宿の活性化につながって、赤字の道の駅もだんだん赤字解消の一助になるのではないかと思ひますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、乗り合いタクシー「たまりん」の関係なのですが、今までに何回かほかの議員も一般質問したようでございますが、なかなか人気がないというか、利用者がふえないというか、そんなところもあるようですけれども、いろいろ考えているようですけれども、年間の利用者数は現在どのくらいなのか。

◇議長(高橋茂樹君) 生活環境安全課長。

[生活環境安全課長 小林賢一君発言]

◇生活環境安全課長(小林賢一君) お答えいたします。

平成27年度1年間で約1万5,000人ちょっとということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 1万5,000人の利用で、予算書見ると年間二千四百何十万円かを予算化しているようですが、これでどうですか、費用対効果ではないですが、よいと思っておりますか、それとも幾らか改善したほうがよいと思いませんか。どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 私も最近に乗っていないのですが、前、役場まで乗ってきたこともございます。しかし、なかなか人数が乗っていないとか、1台当たり1人いるかどうかとか、そういうときもございますので、確かに利用自体、ピーク時が2万5,000人ぐらいいましたので、それに比べると、また減っているというのは事実だと思います。

町長の先ほどの答弁の中にもあったのですが、たまりんのデマンド化ですか、そういうものを検討したり、また前橋市とか吉岡町ではタクシー券を補助するという制度を使って、今現在、運行しているということもございますので、今のままでいいというところにはなかなかいかないかと思っておりますので、ぜひ来年度中にその辺の調査も踏まえて、何らかの形で別な対応ができればなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） そうですね。利用する人が少ないということは便利ではないからだというふうに考えてもいいと思うのですが、ある人が悪口言っていましたけれども、「たまりんではない、からりんだんべな」と言った人がいましたけれども、そんなふうにならないようにぜひぜひ検討していただいて、利用者をふやしていただいて、無駄のないように。それと同時に、たまりんそのものの機構も検討したほうがよいのではないかと思うのです。今の状況で改善には限りがあるような気がいたしまして、デマンド化だとか、先ほどのタクシー券だとか、あるいは利用者の少ないところは廃止にするとか、そういった機構のほうの改革についてはお考えないでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 先ほどの質問にあるとおり、いろんな方法がございますので、今のままで、そのままということではなくて、いろんな方法で、一番は利用者の皆さんが利用してよかったと言ってもらえるような方法をぜひ検討して、実行に移せばと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君）　せめてその方向をよく検討していただくと同時に、路線の変更だとか、アンケートなり関係者の話とか、どうしても役場の中でだと限られた話になると思うので、その辺もよくよく検討したほうがよろしいかと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

また、一つの手法でもあるのですけれども、利用者をふやすには、やっぱりいろいろ社会情勢の中を見ても、今、高齢者の交通事故なんかも多いではないですか。そんな社会問題になっているような状況ですけれども、そんな中で便利にしておけば、高齢者の運転免許証の返納を促したりして、そして利用者の利用料を免除したり、返納奨励金を交付したりとかいろいろ手法はあると思うのですけれども、そういったことも考えた中で利用をふやして、高齢者の交通事故が減って利用者がふえれば一石二鳥かと思えますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君）　生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長　小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君）　高齢者の方で、最近、確かに事故が多くて、かなり死亡者も出ているという状況でございますので、当町、伊勢崎警察署管内ですけれども、免許証を返納していただいた方には、たまりんの回数券とかそちらのほうを配布している制度もございますので、なかなか数的にはそんなに多くはございませんが、そういう人たちに利用していただけるように今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君）　2番渡邊俊彦議員。

〔2番　渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君）　たしかこの地域は、どうしても車社会だから、高齢になっても、免許を返納しろと言ってもなかなか難しいかと思えますけれども、いろいろ広報紙とかを通じて返納を促して、便利にしてやれば、そういった社会問題の解決にも多少寄与できるのではないかと思えますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

◇議長（高橋茂樹君）　休憩いたします。3時25分に再開します。

午後3時9分休憩

午後3時25分再開

◇議長（高橋茂樹君）　再開します。

◇議長（高橋茂樹君）　次に、8番島田榮一議員の発言を許します。

〔8番　島田榮一君登壇〕

◇8番（島田榮一君） 議席番号8番島田榮一でございます。通告に従い一般質問させていただきます。大変お疲れのところ、いましばらくご辛抱をお願いいたしたいと思います。

また、傍聴人の皆様には、何かと師走のご多用なところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、本年も余すところ残り少なくなりました。平成28年度を振り返ってみますと、各地で自然災害が猛威を振るった年でもありました。熊本県を襲った大地震は、多くの名所旧跡や民家を倒壊させ、台風10号による集中豪雨では、岩手県や北海道に甚大な被害をもたらしました。東日本大震災がまだ復興半ばの中で、本当にお気の毒なことであります。改めて心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、項目に従い順次質問させていただきます。まず、大きい1つ目として、平成29年度予算編成の重点項目は何かについて質問いたします。

まず1つとして、道の駅の建設、中央小学校の大規模改修、文化センター周辺の宅地開発等、大型案件が終了しつつある中で、地域へのきめ細やかな政策が求められているように思いますが、これにどう対応するか伺います。

次に、2として、平成29年度が目玉政策について伺います。

次に、3として、庁舎周辺高度利用計画は今後どのように進めていくのか伺います。

次に、4として、人口減少社会の進展により、空き地や空き家が目立ってきております。老朽化した町営住宅や敷地は、今後どのように活用していくのか伺います。

次に、大きい項目の2として、超高齢化社会への対応について伺います。

最初に、1として、超高齢化社会の進展に伴い、予算の大半が医療、介護、福祉関係に使われております。今後、高齢化率の上昇がますます高まる中で、この難しい時代をどう乗り切っていくのか伺います。

次に、2として、素朴な質問ではありますが、健康寿命を延ばしていくには何が一番有効なのか伺います。

以上で1回目の質問といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 島田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、（1）、地域の生活道路の改修等、地域への細やかな対応についてのご質問についてお答えさせていただきます。島田議員さんご承知のとおり、本町では平成25年度に道の駅玉村宿の建設、平成26年度からは定住人口を促進するため、文化センター周辺地区の土地区画整理事業に着手しております。また、平成27年度では、老朽化に伴う中央小学校大規模改修事業、小中学校の空調設備新設事業を実施し、ここ数年では大型事業が続いてまいりました。本町の公共施設は、昭和60年代

から平成10年ごろまでに建設されたものが多く、老朽化による修繕や改修時期を迎えており、計画的な整備が必要であると考えております。

島田議員ご指摘の町内の生活道路についても、老朽化等による補修要望も多く、地域住民に密着した道路でありますので、計画的に対応していく必要があると考えております。また、地域への対応については、生活道路の整備に限らず、地域の実情に応じたさまざまな行政サービスに対応していく必要がありますので、区長さんを初め関係者の方々と連携をとりながら、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、平成29年度の目玉政策は何かのご質問についてお答えさせていただきます。平成29年度予算編成については、第5次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープランを着実に推進し、本町が県央地域において安全で安心して暮らしやすい魅力あるまちを築いていく必要があります。そのため、平成29年度予算に当たっては、本計画と歩調を合わせたものとするとともに、限られた財源、限られた人員で町の活力を高める必要があるため、選択と集中の視点に立ち、先ほど渡邊議員さんのご質問にもお答えしたとおり、5つの重点施策を中心に取り組んでいきたいと考えております。

平成29年度の目玉政策についてのご質問ですが、予算編成の5つの重点施策に関連する事業として考えております。玉村町版生涯活躍のまち構想の促進や、学校給食費の助成、道の駅玉村宿の経営改善、与六分前橋線の架橋促進等の事業について、所管課との調整を行っているところでございます。これらの事業については、財源の確保や事業の効果、優先順位を見きわめ、私の選挙公約であります町の人口増加と財政の健全化を実現させるため、可能なものは予算編成に盛り込み、玉村町の発展につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、庁舎周辺高度利用計画は今後どのように進めるかについてお答えします。役場周辺地区公共施設等高度利用計画につきましては、役場周辺に集中している公共施設を総合的に高度利用するために策定し、各種施策に取り組むものでございます。今後の取り組みにつきましては、計画策定当時の状況も変化しており、旧J Aしばね支店及びじょうよう支店の取得に関する請願や、現在、策定中である公共施設等総合管理計画との整合性及び財政状況などを総合的に勘案し、各種施策の必要性の見直しや重要性及び緊急性から施策の優先順位等を整理し、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

(4)、空き地、空き家、老朽化した町営住宅、敷地等の今後の活用についてお答えいたします。町営住宅に関しては、布留坂団地については役場周辺地区公共施設等高度利用計画の中に位置づけられており、現在、解体した跡地は駐車場として利用しています。ほかの町営住宅についても、築後40年を経過する建物もあり、用途廃止や建てかえ、個別改善等について玉村町公営住宅等長寿命化計画に基づき順次進めてまいります。

次に、2の(1)、今後の超高齢化社会をどう乗り切っていくのかのご質問にお答えします。本町

の高齢化率は、平成28年1月1日現在21.2%であり、県内では最も低い水準にあります。しかし、行政区分では、既に全国平均より高齢化率が高い地区もあり、今後も全地区の高齢者の増加、高齢化率の上昇が予想されることから、介護予防の充実とともに、高齢者の増加を踏まえた福祉体制を整えることが必要となっております。

高齢者が住みなれた地域で生き生きと過ごし、安心した生活を送るためには、年をとっても認知症や寝たきりにならない期間をできる限り長く保つことが必要であり、介護予防、認知症予防の取り組みが重要と考えております。介護予防や認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、各地区で行っている高齢者筋力向上トレーニングなどを核とした介護予防活動を支援して、住民主体の活動の場であるふれあいの居場所づくりを積極的に推進し、各地区の設置に向けた情報提供や、ふれあいの居場所相互の情報交換などを進めていくことが重要と考えております。

最後に、健康寿命を延ばしていくには何が一番有効かについてお答えいたします。地域の交流を促進していくことは、高齢者の交流の場が生まれ、生きがいにつながり、介護予防や認知症予防にも結びつき、結果として健康寿命の延伸に結びつくものと考えられます。それには高齢者だけの交流を広げるだけではなく、多世代の交流が生まれるような地域づくりが必要と考えております。町では、笑顔で暮らせるまちづくり協議体を通じ、通いの場であるふれあいの居場所や筋トレなどさまざまな地域資源と連携、協働しつつ、地域に交流の場を広げる活動を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、町では、将来寝たきりや認知症などの要介護状態になるのを予防するために、理学療法士などによる「はつらつ健康教室」を開催するとともに、ふれあいの居場所や筋トレ会場において認知症予防教室の開催や歯科衛生士による口腔ケア、栄養士による栄養指導等を行い、健康寿命を延ばす事業も行っております。

さらに、高齢者が担い手として活躍できる地域をつくっていくことも重要と考えることから、人と人のかかわりから自身の役割が生まれ、生きがいや生きる喜びに結びつき、同時に介護予防や認知症予防の効果が生まれ、健康寿命の延伸に寄与すると考えられます。

協議体では、さまざまな団体との連携や協働、また新たな組織の立ち上げなど幅広い視点で高齢者が活躍できる地域づくりを進めてまいります。

最後に、地域の状況を把握しておられる議会議員の皆様にも、ご支援、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 自席にて2回目の質問をさせていただきます。

まず、最初の平成29年度予算編成の目玉項目は何かの質問から再度伺います。道の駅の建設や中央小の大規模改修や文化センター周辺の宅地開発等、大型案件がめじろ押しで事業が展開してまいりましたが、ほぼめどが立ってきた段階かと思うわけであります。そのため、財政も経常収支比率が一

気に上昇し、大型案件が終了しつつある中で、経常収支比率も徐々に下降しつつある状況かと思われ
ますが、そうした中で玉村町は東毛広幹道が完備し、大変交通の利便性がよくなり、外見上は発展途
上の自治体とされているかと思いますが、一歩中へ入ってみると、日々生活している生活道路が余
りにもお粗末であると感じているのは、私ばかりではないのではないかと思うわけでありませ
す。

特に芝根地区においては、県央処理場ができてから三十数年たった今日、ようやく下水道が布設さ
れているわけでありませす。そうした一連の工事が終了するまでは、なかなか全面舗装はできな
い等いろいろ理由はあろうかと思いますが、長期的展望をどう考えているのか、担当課長に伺
いたいと思ひます。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 地域内の道路、特に芝根の関係、今ご質問いただきました。道路の
整備といいますか、舗装、先ほど島田議員のほうからご指摘いただきましたとおり、舗装を1回かけ
ても、下水道で一部分だけ掘ると。その復旧。また、それは縦断というか、縦の方向にやる工事
でございます。また、地区、いろいろ諸事情はあるかと思うのですが、水道管の引き込みとか横に
また横断するケースがございます。やはり道路につきましては、一度昔から要するに下の地盤が
圧密といひますか、長い年月で固定された部分を一回掘り起こすと、埋め戻しに関しまして特
にそうなのですけれども、基本的にはちゃんとした材料でしっかり埋め戻しをして、沈まな
いようにやるわけでございますが、どうしても一度ほぐしたものをまた改めて転圧して舗装を
仮復旧したとしても、そのあたりがどうしても沈んでしまうという部分あります。それにつ
きましては、やはり長い時間が必要な部分はあるのかもしれないが、舗装をしないでず
っと沈みっ放しというわけにはいきませんで、どうしてもちょこちょこした改修といひ
ますか、小手先の補修みたいな部分が出てくるケースは多々ございます。

ただ、今、繰り返しになりますけれども、下水とかやったところについては、特にそういう形
で沈んだりなんかするというケースが散見されております。それにつきましては、時期を見
ながら、当然その部分以外の既に舗装されたところも、ひび割れが出たり、破損したりとい
う部分がございますので、なかなかその地区といひますか、道路状況にもよるのですけれ
ども、最終的には全面舗装の打ちかえ、そういうような形で対応していくと、そういう形
では考えておるところでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 今のところは、継ぎはぎ、継ぎはぎというふうな感じですよ。しかし、道
路の欠損した穴によって、事故によるバイクや乗用車への賠償問題も1回や2回ではなく相
当な数に上っているかと思いますが、これらを見ても、いかに貧弱な道路行政と言わざる
を得ない状況かと思ひます。

うわけであります。いずれにいたしましても、玉村町全域をよく見て、どこがひどい状況であるかよく検証して、公平公正の見地から計画的に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、町長、このあたりどうお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） まことに議員さんがおっしゃるとおりでございますけれども、道路の建設からどの程度たっているかということもありますし、最近の福岡県の陥没事故なんかを見ましても、この中の下水管とか管からしみ出した水が、また地中で、いろんな作用で道路自体を陥没させているというようなことがありますので、ある一定年限を過ぎた下水管も含めた管に関しましては、今後、そのような管理を、あるいは検査をしていかないと、やはり行政としての責任が免れないのではないかとこのように感じるところでございます。

でこぼこ、あるいはアスファルト等の欠損等も重要でありますけれども、そのようなある程度年数を経過した地下の状況というのを検査をしたり、あるいは今後の管理に役立てるというようなことで、非常にいろんなところでお金がかかるというふうに認識しておりますけれども、終わりが無いといえますか、次から次へとやらざるを得ないわけでありますので、緊急性や、あるいは地域のバランスを見て、その事業を進めていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） けさほどの笠原議員の質問にもありましたけれども、総延長を見ますと、東京へ行ってきて、また行くぐらいの、そんな距離にも当たりますし、これを全面舗装すれば膨大な費用がかかるというふうなことでありますが、全部が全部そういうふうでなくても、せめて行政区の幹線道路ぐらいは全面舗装にするように計画性を持ってやっていただいたらどうかなと思うわけでございます。

次に、平成29年度の目玉政策について伺いました。大いに結構な政策であろうかなと思います。ぜひ着実に実行していただきたいと思えます。

次に、庁舎周辺高度利用計画についてお示しいただきました。先般、文教福祉の分野から、勤労者センターの扱いについて、政策提言させていただいたところではありますが、超高齢化社会の中で生涯学習はなくてはならない重要な生きがいとして位置づけられているかと思うわけであります。そうした課題の中で、庁舎周辺の施設整備は極めて重要な問題であろうかと思えますが、現状を見ますと、庁舎周辺は車であふれていると言っても過言ではないというふうな感じを私は持つわけであります。狭い玉村町でありますので、一極集中でなく、芝根、上陽地区にも生涯学習の場を分散してはどうかと思えますが、町長、そのあたりどのように考えるか伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 議員さんのおっしゃること、もったもだというふうに思っております。玉村町の発展といったときに、玉村町全体を見て物を言わないと、やはりいろんな方がいらっしゃいますので、やはり地域の差ができるというのは好ましくないことだろうと思っておりますけれども、いろいろな地域の今までの歴史や、そして産業の状況、あるいは農業を初めとした土地の状況等がございますので、必ずしも全部がイコール平等ということにはならないというふうに思っております。

しかし、例えば文化あるいは人々の生活のレベルといいますか、しやすさ等に関しましては、やはりできるだけ各地が平等に享受できるような施策が必要であろうというふうに考えておりますので、できるだけそういうような方向で町の施策を考えていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 先般、区長会の終了後、芝根地区の区長さんに残っていただきまして、芝根地区の議員とJAしばね支店の跡利用について意見交換を行いました。一つのたたき台と申しましょうか、案として現状の建物を残し、リフォームして再利用するのが、町にとっても、JAにとっても費用が軽減されるのではないかと。利用方法については、数ある生涯学習や居場所づくり等、芝根地区の住民が気軽に利用できる多目的ホールを1階、2階に設け、不要な部屋は災害時の備蓄倉庫に充てるとともに、大災害のときには建物全体を避難所として活用したらどうか、そういう意見がありました。そのほかに今後の少子高齢化社会に備えて、地域のためになる施設にしたい等、いろいろな意見が出ました。こうした意見に対し、町長、いかがお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） JAのしばね、あるいはじょうようの跡地に関しまして、たびたびご質問を受けておるわけでございますけれども、それぞれにいろいろな問題点はありますが、今後、その地域の区長さんを初め、議会でも要望を受けておりますので、その辺を地域の中心的な土地や建物というふうに認識しておりますので、町の施設としてどのように利用できるかということが一番の今後懸案しなければいけないことだというふうに思っておりますが、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、芝根に関して建物を残したほうがいいのか、あるいは今おっしゃられたようなこの用途でいいのかというようなことも含めて、今後、検討させていただきたい。

やはり地域の方々が、その建物あるいは土地をどのように利用したいのかということも、建物の利用に関しては非常に重要な要素であると思っておりますので、その辺を皆様のご意見を伺った上で、今後の利用計画をきちんと立ててやっていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 先般、建設新聞に庁舎周辺の高度利用計画についての記事が具体的に掲載されました。非常にいいあれかなと思いましたがけれども、これは額面どおりに受け取ってよろしいのでしょうか、伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 群馬建設新聞でしたか、あれの記事なのですけれども、あの記事につきましても、あくまでも現存している高度利用計画をある意味文章化したものというふうに受けとめております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 議長、一部の議員は、この新聞を見ているのですけれども、見ていない議員もいるのかなと思うので、配付してよろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） はい、配付を許可します。

配付の用意がないのですか。

〔「これから」の声あり〕

◇8番（島田榮一君） では、続行中で、後でもいいですから。

◇議長（高橋茂樹君） それでは、続けてもらって、終わった後に配付してください。

続けてください。

8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） いずれにいたしましても、これはあくまでも参考意見であって、実行するのは執行が行うことですので、いろいろと参考にさせていただければと思っております。

参考までに、桐信がリフォームしたのですけれども、あの費用は概算どのくらいだったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 概算ですが、7,000万円ほどかかっております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） それでも土地を取得して、新しく建物をつくるなんていったら大変な金額に上るかと思うのです。そういったことを考えれば、経済的かなというふうに考えております。耐震の調査であるとか、そういったものも必要になってこようかと思えますけれども、芝根地区住民がわかりしないような方法でよろしくお願ひしたい、そんなふうに考えております。

次に、町営住宅について再度伺います。

最初に、町営住宅は何カ所あって、敷地面積はどのくらいになるのか、ちょっと伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） まず、町営住宅に関しまして、箇所数ですが12カ所になります。申しわけありません。敷地面積については、ちょっと今、手元に資料がなくて、もしよろしければ、後でご提出させていただきます。済みません。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 要は築50年くらいの相当古い一戸建て住宅があろうかと思うのですが、これは何棟ぐらい残っていて、面積も相当あるのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） まず、敷地面積のほうにちょっと一回戻りたいと思います。申しわけありません。

全体面積ちょっと集計していないのですが、八幡団地が1,700平米、布留坂団地が1,800平米、福島団地が5,100平米、与六が3,300、九街団地が2,000平米、上福島団地が4,000平米、辰巳団地が6,500平米、上新田団地はちょっと載っていないので申しわけありません。それ以降、あと上之手、第2団地、上茂木、八幡はちょっと数字のほうは今手元にないので、その後についてはちょっとまた後で資料のほうは提出させていただきます。

それから、経過年数の関係でございますが、一番古いものが八幡団地と布留坂団地で47年。

〔「八幡（はちまん）団地」の声あり〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 八幡団地、この年数は昭和38年だから、47年ではない。ごめんなさい、これ。調査時点がちょっと今はっきりしないので、済みません。八幡団地、布留坂団地が50年を超えております。あとが、福島、九街団地、上福島団地、辰巳あたりは50年を超えているというような、データではそういう情報になっております。ちょっと全てお答えできなくて申しわけありませんが、途中までそういうことです。

◇議長（高橋茂樹君） 課長、はっきりした答弁をしてください。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 済みません。ちょっと手元の資料では、作成年月日との関係があって、この年数でいくとちょっと実情と合いませんので、今のお話いただいた関係については整理をさせて、後で報告させていただくということで、大変申しわけありません。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 築50年からになる一戸建ての住宅で、入居率と申しましょうか、みんなふさがっているのだからどうか、それと家賃はどのくらいなのだから、その辺をちょっとお尋ねしたい。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 済みません。またしても手元に資料がなくて全てお答えできないのですが、手元にある限りでは、もう既に老朽化が激しいということで、大変恐縮なのですが、募集停止をしているようなところの例で申し上げさせていただきます。

上福島団地でございますが、種類が4種類ございまして、住戸面積が44.4平米のところは8,500円から1万1,700円、41平米のところは7,400円から1万1,200円、48.24平米が8,700円から1万4,000円、44.9平米のところは8,200円から1万4,100円と、そんなような状況。ちょっと代表例で大変申しわけないのですが、そういうことで今決まっております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 住めば都といいますが、賃料が安い魅力がありますし、庭は広いし、それなりの魅力があるのかと思うのです。だけれども、それをいつまでもそのままにしておくと、いろいろと住宅政策もできないのかと思うのですけれども、今後の町営住宅の改修計画並びに長期ビジョンはあるのかどうか、その辺をお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 全部で12団地あるわけでございますが、やはり古いものについては基本的に用途廃止せざるを得ないのかなというのがございます。それから、まだ時期的にはできないというか、なかなか難しいのですけれども、建てかえという考え方、それから長寿命化、比較的新しいといいますが、長寿命化の工事によって長く持たせるという考え方、このような考え方があります。ちなみに古い順番から用途廃止、建てかえ、長寿命化の個別改修、そのような考え方でございまして、現在までに個別改善工事ということで、これも国の補助をいただきながら順次進めているところでございますが、平成26年度については上之手団地で2部屋、それから平成27年度事業については九街団地、上新田、辰巳、上福島ということで9部屋です。それから28年度は5部屋。計画上はそういう形で、今なかなか建てかえとかそういう話になりますと大変な費用も生じるということで、当面は長寿命化の個別改修事業ということで対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 町の大きな政策課題の一つかなと、これからメスを入れていく区域かなというふうに感じております。

次に、大きい2番として、超高齢化社会への対応について伺います。超高齢化社会の進展に伴い、予算の大半が医療、介護、福祉関係に使われているわけではありますが、これは玉村町だけの問題ではなく、全国津々浦々の自治体が頭を悩ませている問題であります。私は、こうした大変な時代に医療、介護関係のスペシャリストである角田町長が登場したことは、時代の要請と申しましょうか、時の氏神として画期的な政策を期待するところであります。

そこで、医療費や介護費用を減らしていくには、健康寿命を延ばしていくことに尽きると思うわけです。私は、先日、まだ後期高齢者にはならないのですけれども、ある人に誘われて「はつらつ健康教室」に参加しております。にしきの園で午後1時から3時まで6日間の開催予定になっておりますが、まだ2回ぐらいしか参加しておりませんが、筋トレをしたり、ゲームをしたり、歌を歌ったり、健康のためのよい話を聞いたり、50人ぐらいの参加者であります。楽しく過ごしております。後で気づいたのですが、これが地域包括支援センターの役割なのだなと思いましたが、この事業の概要について説明を伺いたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ちょっと私の分野だけお話ししますけれども、やはり医療費、介護費を将来にわたってコントロールといいますか、余り大きくしないためには、議員さんが言われた健康寿命を延ばしていくということが一番大切だろうと思いますし、特に医療費が今後かかるという部分では、認知症あるいは終末期医療ということで、やはり認知症に関しても、終末期医療に対しても、いかに長い間、健康で介護を必要としないような体力あるいは能力を続けていられるかということだろうと思います。そういうような面で、若いうち、若いといいますか、健康なうちからそれを維持していくということで、今、町でやっております居場所づくり、あるいはそこでの認知症あるいは筋トレというようなものが、この健康寿命を延ばしていくのに必要なキーワードではないかというふうに感じております。

あとは、健康福祉課長より説明をさせます。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 今、全国的に地域包括ケアシステムの構築ということが叫ばれているところがございます。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態とな

っても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援、これが包括的に確保できる体制、これを地域包括ケアシステムと言っていますが、その構築を目指しているところでございます。

そういう中で、今現在、介護予防、生活支援ということで、いろいろと活動を推進しているところでございます。先ほど町長の答弁にありましたけれども、協議体、これ正式に申し上げますと、生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体というのが正式な名称でございまして、協議体、協議会、それで玉村町におかれましては広く親しまれますよう笑顔で暮らせるまちづくり協議体というような名称で活動をしているところでございます。

そういう中で、高齢者が住みなれた地域で、いつまでも暮らせる安心した地域づくりということ、高齢者がそういう安心して暮らせるためには何が必要か。以前にも申し上げましたが、在宅の高齢者が必要とする三大ニーズというのがございまして、ふれあい、移動、食事というようなことがございまして、それをいかに安心して提供できるか、そういうふうなことを検討していただいております。

また、協議体の中に生活支援コーディネーターという方を2人委嘱させていただきまして、地域に足を運んでいただきまして、区長さんをお願いして地区懇談会みたいな形で集まっていただいて、その中で、その地域に何が必要か、どんなサービスが必要なのか、それとどんな資源、高齢者のために役に立つ資源を発掘する、そんなようなことで動き始めていただいております。そんな中で、今後、介護予防、やっぱり安心して暮らせる地域づくりを目指していくということで動いているということでございます。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 筋トレは各地域で相当普及してきたと思いますが、まだまだ浸透していないように思うわけでありまして。特に男性の参加者が少ないようでありまして。参加してみて初めて知ることが非常に多いということに驚きました。健康によいことは、みんなにどんどん参加してもらって、この輪をどんどん広げていくのが、健康寿命を延ばしていくことにつながるのではないかと思ったところであります。玉村町民が、さらに元気で長生きすることを祈念しつつ、質問を終わります。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日6日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時12分散会